

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強いひとづくり

第2章 災害に強いまちづくり

第3章 災害に備えた防災体制づくり

第1章 災害に強いひとづくり

項 目	担 当
第1節 災害に強い地域・組織づくり	総務部、経済観光部、福祉部、消防部、各所管部
第2節 災害に強いひとづくり	総務部、経済観光部、福祉部、こどもみらい部、健康部、生涯学習部、学校教育部、消防部、各所管部
第3節 防災訓練計画	総務部、経済観光部、福祉部、消防部、各所管部

第1節 災害に強い地域・組織づくり（担当：総務部、経済観光部、福祉部、消防部、各所管部）

基本方針

地域ぐるみで助け合い、防災力を強化する。

1 自主防災組織による防災力の向上

災害への対応力を強化するためには、「自分達の地域は自分達で守る」という隣保協同の精神に基づき、地域住民が自主的な防災活動を行う体制を確立することが大変重要となる。

市は、地域住民等による自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図る。

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 消防部	自主防災組織の結成促進	市民相互が助け合う自主的な防災活動の推進を図るため、自治会を単位とすることを基本に、次のような方法により自主防災組織の結成を促進する。 ○自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を取り入れる。 ○防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図る。 ○女性団体、青年団体、P T A等その地域で活動している組織を活用する。	県市
総務部 消防部	自主防災組織の育成・行動力強化	自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図る。 ○防災研修への参加等による防災リーダーの育成 ○多様な世代や女性等が参加しやすい環境の整備 ○具体的な活動計画の策定 ○地域内の事業者や防災関係機関との連携による訓練の実施 ○防災知識の普及活動の支援	県市
総務部 福祉部 消防部	地域における相互協力の促進	地域内の防災力の向上を図るため、自主防災組織間、企業間の相互協力体制を促進する。	市

2 企業による防災力の向上

市は、企業の職員の防災意識向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 経済観光部 消防部 各所管部	事業継続計画 (BCP)の 作成	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、事業継続計画(BCP)を策定する。 ○「那覇市観光危機管理計画」(平成31年3月)に基づき、観光危機の発生時には観光産業の早期復興、事業継続が重要となるため、市内の観光関連団体・事業者等による事業継続計画(BCP)の作成等を促進・支援する。 	市 各事業者
総務部 消防部 各所管部	事業継続マネジメント(BCM)の取り組み	<p>各事業者は、次の事業継続マネジメント(BCM)の取り組みを通じて、防災活動の推進に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災体制の整備 ○防災訓練の実施 ○事業所の耐震化・耐浪化の推進 ○復旧計画の策定 ○各計画の点検・見直し ○燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定 ○取引先とのサプライチェーンの確保等 	市 各事業者
消防部	自衛消防隊の設置等	<p>大規模小売店舗、病院、工場等で多数の人が出入りまたは勤務する防火対象物については、消防資機材を装備した自衛消防隊の設置を促進し、隊員講習・訓練等の指導を行う。また、各該当事業者は、自衛消防隊を設置するとともにその防災力の向上に努める。</p>	市 各事業者
消防部	企業防災への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○事業継続計画(BCP)策定支援等のニーズに的確に応えられるよう、条件整備に取り組む。 ○企業に対し、地域防災訓練等の積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。 ○各事業者における防災ボランティア登録、ガソリンスタンド・コンビニエンスストア等との消防・救助活動に関する災害時協力協定締結等を推進する。 	市

第2節 災害に強いひとづくり

(担当：総務部、経済観光部、福祉部、こどもみらい部、健康部、生涯学習部、学校教育部、消防部、各所管部)

基本方針

- 1 災害発生初期における「生命・財産」は市民自らが守る。
- 2 個人が保有する資格、特技、経験等を活用する。
- 3 平時より災害ボランティアの育成に努める。

1 市民の防災意識の向上

市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく提供する。

担当	実施計画	計画内容	計画主体
総務部 消防部	防災情報の定期広報	市地域防災計画のあらまし、大規模災害時における行動基準、各家庭における対応の指針等について、広報紙や広報車、ポスター等にて定期的に広報する。	県市
総務部	防災マップ等の作成・配布	地域の防災的見地から防災アセスメントを行い、適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、避難行動マニュアル等をわかりやすく作成し、市民等に配布する。	市
総務部	地区防災計画の普及	各地区の近助（共助）による計画的な防災活動を推進するため、「地区防災計画ガイドライン」（内閣府）や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続等を普及・啓発する。	市
総務部 消防部	防災に関する知識の普及	<p>地域における防災講話や防災訓練、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等に合わせて関係機関と連携し、施設見学会、講演会、講習会、ビデオ上映会等の市民向け防災事業を開催する等、重点的に防災知識の普及を図るとともに、次の対策を周知させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難場所・集合場所・避難経路の確認 ○7日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備 ○家具・家電・照明器具・窓ガラス等の転落・落下防止対策 ○消火器の配備、住宅用火災報知等の設置 ○家庭での予防・安全対策、ブロック塀の安全対策、耐震診断および耐震補強 ○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え ○飼い主による愛玩動物（ペット）との同行避難や避難所での飼養についての準備等 <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の明示（鑑札・迷子札・予防注射済票・マイクロチップ等の装着） ・しつけ（基本的なしつけや、緊急避難できるよう 	県市

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
		ケージの備え) ・健康管理（狂犬病予防接種、ワクチン、ダニ・ノミ駆除等の実施） ・備蓄品の用意（フード、水、シーツ等ペット用品、飼育手帳等） ○様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動 ○災害時の家族内の連絡体制の確保 ○緊急地震速報受信時の対応行動 ○地域の防災訓練等、自発的な防災活動への参加	
総務部 こども みらい部 学校教育部 消防部	学校・事業者等における防災教育の推進	各施設管理者と協力して、園児、児童、生徒のそれぞれの現場における防災力の向上を図るための防災教育の指導時間を確保し、避難場所の確認、避難方法等について教育する。	市
経済観光部	観光危機管理に関する知識及び役割等の普及・啓発	「那覇市観光危機管理計画」に基づき、本市の地域特性や観光客の滞在状況等を踏まえ、市職員のみならず、市民による自主的な観光客の適切な避難誘導等の気運の醸成ができるよう、次のような取り組みを行う。 ○観光関連事業者等による観光客の避難誘導や防災活動に資するマップ及び避難行動マニュアル等の作成支援 ○市民に対する観光危機管理に関する知識及び役割の啓発並びに説明会の実施	市
総務部 福祉部 生涯学習部 学校教育部	人と環境にやさしい教育推進事業	学校教育、社会教育の連携により青少年のボランティア精神を養い、ノーマライゼーションについての教育を推進する。	市

2 職員の活動力の向上

平時から災害応急対策活動に十分備え、実際の災害時に的確に実施するために、職員の防災対応力の向上を図る。

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 消防部	職員用災害時初動マニュアルの作成・配布	市地域防災計画のあらましを示すとともに、大規模地震時における初期活動の基準・要領、関係機関リスト等を内容とするマニュアルを作成し、配布するとともに、職員研修等を通じて周知徹底を図る。	市
各所管部	分野別応急活動要領（マニュアル）の作成	職員が災害時の状況に応じて迅速かつ的確な対応ができるよう、分野別応急活動要領（マニュアル）を作成して職員へ周知徹底を図るとともに、実際の災害対応や訓練等から得られた課題や教訓等を検証し、継続的な見直しに努める。	市

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 消防部	職員研修の実施	<p>新任研修、職場研修、幹部研修等に防災研修を組み合わせる他、防災関係機関等が開催する研修会や講演会等に職員の参加を促す等、職員の研修プランを充実させるとともに、その効果的实施に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震、津波、風水害等、事故災害についての一般的知識 ○気象情報の収集・確認の方法 ○市地域防災計画、職員行動マニュアルの内容 ○職員のとるべき行動（職員としての使命、任務、役割分担等） ○防災活動に関する基礎的知識（応急手当、消防・防災資機材の使用方法等） ○防災業務に関するシステムの操作方法等 	市
総務部 各所管部	防災及び災害対策職員の養成	<p>防災担当部局の防災担当職員は、災害対策の統制活動を的確に行うとともに、各部局における災害担当職員が担当部局の応急対策でリーダーシップが執れるよう、平時から特に重点的な研修が必要であり、次の施策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国等の実施する防災研修会、防災関係学会等に積極的に職員を派遣する ○災害を体験した都道府県等への視察及び意見交換会の開催等を行う ○防災担当専門職員を養成する 	市
総務部 経済観光部	観光危機管理体制の強化	<p>「那覇市観光危機管理計画」に基づき、平時より那覇市観光協会、沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という。）、観光関連団体・事業者等との連携強化に努め、情報収集・発信体制の強化、観光危機管理対策の検証、観光危機管理知識の普及・啓発、危機対応、避難誘導訓練等の実施を行う。</p>	市
健康部	保健所における体制整備	<p>「那覇市保健所災害対応マニュアル」（平成29年2月）及び地域災害医療本部の役割等に基づき、健康危機管理対策の検証や知識・技術の向上目的の研修を行い、危機対応等を実施する。また、関係機関等との連携を図り、体制整備に努める。</p>	市
総務部	災害教訓の伝承	<p>過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に公開する。</p> <p>また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくほか、市民等が災害の教訓を伝承する取り組みを支援する。</p>	市

3 スペシャリストの育成

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 消防部	リーダーズマニュアルの作成・活用並びに各種会議への参加促進等	防災上重要な施設の管理者、自主防災組織リーダー等を対象とした活動マニュアルを作成する。また、研修会・講習会の開催、防災対策会議への参加等による行動力の向上を図りながら、スペシャリストの確保・発掘も行う。	市
総務部	職員のノウハウ所有台帳の作成	資格、ノウハウ、特技等の内容を、職員本人の申告に基づいて「ノウハウ所有台帳」としてまとめ、災害時を想定した活用方法について検討する。	市
総務部	各種資格の習得奨励	職員に対し、無線従事者資格、気象予報士資格、カウンセリング資格等様々な技術・ノウハウに関する資格の習得を奨励する。	市

4 災害ボランティアの育成

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
福祉部（市社会福祉協議会） 各所管部	ボランティア意識の醸成・育成	ボランティア精神の芽を育てるため、学校教育に積極的に取り入れる。また、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践の機会の創出を図る。さらに、ボランティアが効果的な活動を実施するため、市社会福祉協議会と連携して、平時からボランティアの育成に努める。	市 市社会福祉協議会
福祉部（市社会福祉協議会） 各所管部	専門ボランティアの登録	市社会福祉協議会は、災害時においてボランティアの迅速かつ有効な協力を得るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する専門ボランティアを平時から登録し、把握に努める。さらに、専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等を実施する。	市社会福祉協議会
福祉部（市社会福祉協議会） 各所管部	ボランティアコーディネーターの養成	市社会福祉協議会は、日本赤十字社沖縄県支部と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努める。	市社会福祉協議会

第3節 防災訓練計画（担当：総務部、経済観光部、福祉部、消防部、各所管部）

基本方針

- 1 被害想定調査の予測結果等を想定し、被害を最小限にとどめる訓練を実施する。
- 2 訓練の実施により地域防災計画を検証し、より実践的な計画とする。

1 防災訓練等の実施

市や防災関係機関は、地域特性や被害想定等を踏まえ、多くの市民や関係団体等が参加する実践的な防災訓練を実施する。

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 消防部 各所管部	那覇市総合防災訓練等の実施	大規模災害発生時を想定し、随時「那覇市総合防災訓練」を実施する。訓練の種目はおおむね次のとおりである。 ○避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練 ○水防訓練 ○炊き出し訓練 ○輸送訓練 ○流出油等防除訓練 ○広域応援要請訓練（情報伝達訓練） ○その他 ○救出及び救護訓練 ○感染症対策訓練 ○通信訓練	市 防災関係 機関
総務部 消防部 各所管部	複合災害訓練の実施	本市の地域特性を踏まえて、様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。 また、発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練に努める。	市
総務部 経済観光部 各所管部	観光危機管理体制の運用訓練・避難誘導訓練の実施	「那覇市観光危機管理計画」に基づき、自然災害、感染症、テロ、市外で発生した観光危機等の発生等、様々なケースを想定した訓練・シミュレーション及び研修会等の定期的な実施等、観光危機管理体制の充実・強化に取り組む。 また、観光関連施設等による避難誘導訓練等が実施しやすい環境づくりに取り組む。	市
総務部 福祉部	福祉避難所の設置・運営訓練等の実施	「福祉避難所設置・運営マニュアル」（平成31年3月・那覇市）に基づき、災害時に福祉避難所の設置・運営を円滑に行えるよう、平常時から次の取り組みを行う。 ○福祉避難所の連絡担当者の設定 ○福祉避難所設置、運営訓練の実施	市
総務部 消防部 各所管部	地域防災訓練の実施	学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施を踏まえた防災マニュアルの策定等を促進する。訓練の種	市 各自治体

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
		目はおおむね次のとおりである。 ○情報伝達 ○避難誘導 ○出火防止 ○救出救護 ○給食給水 ○津波避難訓練	
総務部 消防部 各所管部	各防災関係機 関との連携	男女等のニーズの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要なとなる多様な視点を普及するため、婦人団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携し、必要に応じて訓練・研修会等を実施する。	市

2 職員防災訓練の実施

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 消防部 各所管部	職員の参集、 通信連絡訓練 の実施	職員の迅速かつ適切な災害配備体制を確保するため、防災基幹職員及び現場直行動員職員を中心として、随時参集・通信連絡訓練を実施する。	市
各所管部	各部ごとの個 別訓練の実施	各応急対策項目に習熟し、その実施手順の点検・整備を行うため、各担当部は個別訓練を実施する。	市

3 各防災関係機関の訓練実施

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 消防部	各防災関係機 関訓練の実施	各防災関係機関は、防災活動を円滑かつ迅速に実施するため、随時訓練を実施する。また、県・市の行う防災訓練に参加する。	防災関係 機関

4 訓練成果の検証

訓練実施後に評価を行い、応急対策上の問題点や改善点等、今後の課題を整理する。

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 消防部 各所管部	訓練成果の点 検	各種防災訓練の実施後に、その成果を点検・評価し、その後の市地域防災計画、防災マニュアルに反映する。特に、訓練実施時の社会的要請等に合わせ、訓練の対象、規模、内容及びシナリオ等を設定し、その成果を点検・評価して市地域防災計画及び施策に反映する仕組みを確立する。	市

第2章 災害に強いまちづくり

項 目	担 当
第1節 市街地の整備	都市みらい部、まちなみ共創部、上下水道部
第2節 オープンスペースの確保	都市みらい部、まちなみ共創部
第3節 道路・橋梁の整備	総務部、都市みらい部
第4節 港湾・漁港・海岸・空港の整備	経済観光部、都市みらい部
第5節 公共施設の整備	総務部、経済観光部、まちなみ共創部、各所管部
第6節 ライフライン施設の整備	総務部、企画財務部、上下水道部、各所管部、関係機関
第7節 倒壊物・落下物の防止対策	総務部、経済観光部、福祉部、こどもみらい部、まちなみ共創部、生涯学習部、消防部、各所管部
第8節 津波・災害危険箇所対策	総務部、企画財務部、都市みらい部、まちなみ共創部、消防部、各所管部

第1節 市街地の整備（担当：都市みらい部、まちなみ共創部、上下水道部）

基本方針

- 1 無秩序な市街化の抑制等、災害に強い土地利用を誘導する。
- 2 防災を踏まえた都市計画マスタープランを策定する。

1 適正な土地利用

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
都市みらい部	防災まちづくりに配慮した土地利用の推進	土地利用調査等に基づき、本市諸計画の整合を図りながら、土地利用の適正化を指導する。	市
都市みらい部	防火地域の指定	延焼遮断帯の整備及び避難場所・避難経路の安全確保を重点として、主要幹線道路の沿道部中心に、準防火地域指定あるいは防火地域指定の働きかけを検討する。	市

2 市街地の整備

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
都市みらい部 上下水道部	都市防災構造化の推進	<p>既成の市街地において、防災構造上重要な都市基盤施設の整備を推進する。具体的な事業の内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災上重要な道路の整備 ○緑地の整備・保全 ○避難地・避難路の確保及び誘導標識等の設置 ○ライフライン等の共同溝等の整備 ○防災拠点機能の確保 	国 県 市

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
都市みらい部 まちなみ 共創部	既存市街地の 整備促進	防災上危険な消防困難区域及び密集市街地の解消を図る。	市 各事業者
都市みらい部 まちなみ 共創部	新市街地の整 備促進	新規開発等には、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。	市 各事業者

第2節 オープンスペースの確保（担当：都市みらい部、まちなみ共創部）

基本方針

- 1 自然のオープンスペースの減少を抑制する。
- 2 公園・植樹のもつ延焼遮断効果を評価し、緑化、空地を活用する。

1 空地の集積

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
都市みらい部 まちなみ 共創部	空地の確保	公共施設や公園等の配置をオープンスペース確保の観点から総合的に進めるため、関係計画との連携・調整を積極的に行う。また、公共施設の接道部緑化やポケットパークの整備、公開空地の確保等に努める。	市 各事業者

2 公園・緑地の整備

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
都市みらい部	防災公園の整備	耐震性貯水槽、防災倉庫を備えた防災公園を増設する。	市
都市みらい部	都市公園の整備	災害時の一時避難場所となる、各種公園・緑地の整備を推進する。	市
都市みらい部	緑と水のネットワークの整備	緑と水のネットワークで、市内の緑をつなぐ。	市

3 緑化の推進

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
都市みらい部	「緑の基本計画」に基づく 施策の推進	緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取り組みを総合的に展開するために策定する「緑の基本計画」に沿って、グリーンインフラの視点に立ち、緑を積極的に活用した、持続可能な災害に強いまちづくりを展開していく。	市

第3節 道路・橋梁の整備（担当：総務部、都市みらい部）

基本方針

大規模災害発生時における緊急輸送路ネットワークを確保する。

1 道路の整備

道路は災害時において人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を発揮するため、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する。

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
都市みらい部	都市計画道路等の整備	都市計画道路等の主要幹線道路は、緊急輸送道路及び避難路となるため、幅員拡大等の改良を推進し、または改良を促すとともに、防災・景観等にも配慮した環境整備に努める。	国 県 市
都市みらい部	生活関連道路の整備	地域住民の円滑な避難を確保するため、避難路となる生活道路の整備に努める。また、計画的な道路の維持補修に努める。	市
都市みらい部	道路啓開用資機材の整備	事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送道路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車等の道路啓開用資機材の確保体制を整える。	国 県 市

2 橋梁の整備

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
都市みらい部	橋梁新設改良事業	老朽化した橋梁や幅員狭小の橋梁を計画的に整備し、災害に対する橋梁の安全性の確保を図る。	県 市
都市みらい部	橋梁震災対策事業	地震時の橋梁の安全性を確保するため、橋梁荷重耐震調査事業等を推進し、落橋防止等の対策を推進する。	国 県 市

3 緊急輸送路ネットワークの整備

道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、緊急輸送路ネットワークを形成する。

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
都市みらい部	緊急輸送路ネットワークの確保・周知	県南部防災拠点と市防災拠点間を結ぶ緊急輸送路ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他関係機関等に対する周知徹底に努める。 ○近隣市町村との連絡道路の強化 ○国・県道の拡幅整備の促進	国 県 市
総務部 都市みらい部	関係機関相互の連携・協力体制の強化	災害時に迅速・円滑な応急、復旧活動を行うため、道路・橋梁管理者・警察その他関係機関相互に情報交換を行い、連携・協力体制を強化する。	国 県 市 道路公団

第4節 港湾・漁港・海岸・空港の整備（担当：経済観光部、都市みらい部）

基本方針

- 1 津波による機能麻痺を防止する。
- 2 震災後の物資輸送拠点としての機能を確保する。

1 港湾・漁港の整備

港湾・漁港は海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たすため、災害によって大きな機能麻痺を生じないように、強化、整備に努める。

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
都市みらい部	港湾施設の地震・津波対策	地震による液状化や側方流動からの被害を防止するため、施設の耐震・液状化対策を検討する。また、津波時の越波を阻止するため、護岸の整備を推進する。	国 管理組合
経済観光部	漁港施設の地震・津波対策	地震による液状化や側方流動からの被害を防止するため、施設の耐震・液状化対策を検討する。また、津波時の越波を阻止するため、護岸の整備を推進する。	県 市

2 海岸の整備

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
都市みらい部	海岸保全事業	台風・高潮に加え、大規模地震対策として老朽海岸施設の耐震診断、老朽点検を行い、計画的な改修を推進する。	国

3 空港の整備

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
都市みらい部	空港施設の耐震・災害時輸送拠点整備	施設の耐震性及び耐浪性の確保を推進するとともに、必要な物資、資機材、人員等の輸送拠点としての機能が早期に発揮できるよう災害予防事業を推進する。	国 空港管理者

第5節 公共施設の整備（担当：総務部、経済観光部、まちなみ共創部、各所管部）

基本方針

- 1 沖積低地や軟弱地盤での液状化被害を防止する。
- 2 ハザードマップ等を作成し、被害の拡大防止に努める。
- 3 施設内設備の保守点検・管理を徹底する。

1 地盤対策の推進

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
各所管部	地盤改良、補強対策	防災上重要な基幹施設や地域の拠点について、予測調査等による液状化の予想されるところは、構造物の	市

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
		補強対策を実施する。また、新規開発地については、地盤改良等の徹底を行う。	
各所管部	地盤災害対策PR等	液状化被害等への技術的対応方法について、研究成果等を随時市民に周知・広報する。また、構造物については法令を遵守するよう徹底する。	市
まちなみ共創部	大規模盛土造成地マップの作成	災害時に滑动崩落のおそれのある大規模盛土造成地の調査、大規模盛土造成地マップの作成・公表を行い、適切な情報提供に努める。	市
経済観光部	農地防災事業の促進	液状化や周辺河川・ため池等の決壊、津波の浸水等による二次災害への対策として、農地防災事業を計画的に推進し、被害の拡大防止に努める。また、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップ等による適切な情報提供に努める。	市

2 防災設備の整備

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
各所管部	各施設における防災設備等の整備	災害時の職員及び施設利用者の行動を、施設の特徴に応じて想定し、施設内外の標識・案内板等を設置する。また、障がい者や外国人等の要配慮者に配慮しながら次の設備を整備する。 ○段差のスロープ化、車椅子の配備 ○障がい者用トイレ・エレベーター・点字ブロック等の設置 ○標識・案内板等の外国語併記	市

3 防災拠点の整備

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 各所管部	防災拠点整備事業	平常時における防災知識の普及啓発・防災リーダーの教育訓練の場や、災害時の避難場所・活動拠点・情報通信基地として、小学校区、中学校区単位に防災拠点を整備する。また、同じく自治会、通り会単位で、コミュニティ防災拠点を整備する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">学校の防災拠点化の推進項目</p> <p>(1) 無線設備、調理場 (2) 保健室の緊急医療機能 (3) シャワー室、和室 (4) プールの通年貯水、浄化施設 (5) 給水・消火用井戸・貯水槽・備蓄倉庫 (6) 自家発電機 等</p> </div>	県市

4 設備の保守管理の推進

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
各所管部	行政情報電算処理の災害対策の推進	災害によるシステムダウンを最小限にとどめ、迅速なシステム復旧を行うため、バックアップデータの分散保管、災害時専用回線の確保等を中心とした、災害対策を推進する。	市

第6節 ライフライン施設の整備（担当：総務部、企画財務部、上下水道部、各所管部、関係機関）

基本方針

- 1 ライフライン施設の二次災害発生を防止する。
- 2 電気・ガス・水道及び電話停止時の代替サービスを供給する。

1 上下水道施設の整備

災害による上下水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに給水・排水を再開できるように次の対策を行う。

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
上下水道部	上下水道施設の耐震化	水道施設更新（耐震化）基本計画により、耐震化水道管の布設を推進する。また、水道協会等の指針による耐震設計・施工及び液状化対策、保守点検、配水池・ポンプ場の耐震性強化を促進する。	市
	下水道施設の耐震化	人命に関わる災害や重大な二次災害のおそれのある下水道施設、避難地・病院等の防災拠点と処理場を結ぶ下水道施設及び緊急輸送路等に埋設された下水道施設について、流下能力の確保や交通機能を阻害しないよう耐震化を図る。	市

2 通信施設の整備

市及び電気通信事業者は、災害時の通信確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる。

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 企画財務部 各所管部	市における予防計画	<ul style="list-style-type: none"> ○災害用情報通信手段の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・代替手段等の確保 ・電源の確保 ・冗長性の確保 ・確実な運用への準備 ○情報通信機器等の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線の整備 ・最新設備への更新等の推進 ・現行システム追加拡充 ○通信設備等の不足時の備え <ul style="list-style-type: none"> ・市と各電気通信業者間で災害時の協力に関する協定等締結の推進 ○停電時の備え及び平常時の備え <ul style="list-style-type: none"> ・長時間の停電に備えた自家発電設備の整備 ・無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確 	市

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
		な操作の徹底 ・専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等	
関係機関	各電気通信事業者における予防計画	災害による故障発生を未然に防止するため、次の予防計画を推進する。 ○電話施設の耐震、耐浪化及び耐火対策 ○予備電源設備を設置または予備電源車の確保 ○通信ルートの有線・無線による複数ルートの確保 ○設備の安定化	電気通信事業者
	災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言版(web171)の周知	災害時の安否確認等の対策として「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言版(web171)」の周知を行う。	電気通信事業者
総務部 企画財務部	通信・放送設備の優先利用等の事前措置	市は、通信設備の優先利用及び優先使用について、電気通信事業者及び放送機関とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておく。	市

3 電力施設の整備

電力事業者は、電力施設の災害を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生の原因の除去と耐災環境の整備に努める。

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
関係機関	電力施設の耐震化	過去の地震被害を基に耐震設計方針を定め施工を行う。また、電線の地中化を促進する。	沖縄電力
	電気等二次的 火災発生の防止	電気による二次的 火災発生を防止するため、災害時における連携協力のあり方について協議し、必要な作業実施手順等を作成する。	沖縄電力

4 都市ガス・高圧ガス災害の予防

ガス事業者は、災害による都市ガス施設の被害やガスの漏洩等の二次災害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに供給を再開できるよう、対策を推進する。

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
関係機関	ガス等二次的 火災発生の防止	ガス等による二次的 火災発生を防止するため、災害時における連携協力のあり方について協議し、必要な作業実施手順等を作成する。	沖縄ガス
	都市ガスの整備	ライフラインの防災性能を向上させるため、次の事項を中心として行う。 ○施設の耐震性や液状化対策の強化 ○S Iセンサー地震計の設置と供給区域の緊急分割ブロック化 ○地震計、通信設備、マイコンメーターの設置 ○市民へガス栓閉止措置の普及を推進	沖縄ガス

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
	ガス地震防災対策の見直し	大規模地震時に、迅速な災害時活動体制を確立し、二次災害防止と迅速な復旧作業を行えるよう、地震防災対策規程を改正する。	沖縄ガス
関係機関	高圧ガス災害予防対策	高圧ガス災害の発生及び拡大を防止するために、関係機関は連絡を密にし、高圧ガス供給及び消費施設の耐震化、LPガス容器の転落防止対策、耐震性機器の設置促進並びに安全機器の普及を推進する。	沖縄県高圧ガス保安協会

第7節 倒壊物・落下物の防止対策

(担当：総務部、経済観光部、福祉部、こどもみらい部、まちなみ共創部、生涯学習部、消防部、各所管部)

基本方針

- 1 建築物の耐震化を推進する。
- 2 老朽建築物の倒壊による人的被害を防止する。
- 3 屋内・沿道の倒壊、落下物による人的被害、道路障害発生を防止する。

1 耐震化の整備・推進

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
まちなみ共創部	建築物の耐震化の促進	住宅、特定建築物の耐震化率向上に向け、市有施設等の耐震化の現況を把握する等、計画的に耐震化を促進する。その他、建築物における天井の落下防止等の対策、エレベーターにおける閉じ込め防止策等もあわせて促進する。	市
まちなみ共創部	既存建築物の耐震性改善指導	昭和55年5月31日以前に建築された建築物について、耐震診断の実施及び耐震改修の指導を進めるとともに、相談窓口の開設、建築関係者等に対する技術向上を促す。	市
福祉部 こどもみらい部 生涯学習部	社会福祉施設等の耐震性の確保	福祉避難所となる公立社会福祉施設の耐震診断・耐震補強工事を計画的に行う。また、民間施設についても、同様の措置を講ずるよう、啓発を促進する。	市
経済観光部	観光施設等の耐震化の推進	地域住民や観光客の避難場所となる観光施設や緊急輸送道路及び避難路の沿道にある観光施設等について、耐震化に取り組むとともに、観光関連団体・事業者等が施設の耐震化に取り組みやすい環境の整備に取り組む。	市
消防部	消防署所等の耐震化の推進	消防署所等は、災害時に災害活動及び防災拠点施設となることから、耐震改修の推進に努める。	市
まちなみ共創部	耐震診断の必要性のPR等	県・国の示す指針等に基づき、民間建築物所有者に対し、耐震診断の必要性のPR等建築物の安全確保に関する普及・啓発を行う。	市

2 倒壊物・落下物対策

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
各所管部	ブロック塀等の改修指導	ブロック塀等の災害による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀等の造り替えや生け垣化の推進に努める。特に、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。	市
総務部 まちなみ 共創部 消防部	不特定多数の人が集まる施設における倒壊物・落下物対策	公共施設、大規模小売店舗、文化的施設等の多数の人が集まる施設等について、安全確保のため、倒壊物・落下物対策の推進について適正な指導を行う。 また、機器・備品類の固定、危険物等の引火性物質の安全管理、施設建物及び塀等の防災性能の調査・補強、防災設備の作動点検等を行い、普段から危険排除に努める。	市 各施設管 理者
総務部	家庭における倒壊物・落下物対策	家庭における家具等の転倒、落下物による死傷例についてのPRに努める。	市
まちなみ 共創部	構造物等の風水害対策	既存の看板、広告物、その他構築物について定期的及び台風前に調査を行い、危険物に関しては直ちに所有者または管理者に通報し、改善もしくは撤去するように指示する。	市

第8節 津波・災害危険箇所対策

(担当：総務部、企画財務部、都市みらい部、まちなみ共創部、消防部、各所管部)

基本方針

- 1 津波による人的被害を防止する。
- 2 災害危険箇所での災害発生を防止する。

1 津波避難体制の整備

地震が発生または津波警報・注意報が発表された直後から、津波が終息するまでのおおむね数時間～数十時間の間、津波から市民等の生命、身体の安全を確保するための避難対策を「那覇市津波避難計画」（平成30年4月）として策定した。

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 都市みらい部 消防部	監視警戒、情報伝達の整備	迅速な警報等の把握、海岸地域・河口付近のパトロールの実施、危険区域住民への情報伝達体制及びシステムの整備を促進する。 また、関係事業者等と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、CATV、ラジオ（コミュニティFM含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。	国 県 市 管理組合

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 消防部	避難誘導體制の整備	避難距離の検討、避難場所案内板の設置、避難ビルの整備を実施する。	県市
総務部 消防部 各所管部	津波危険に対する啓発	学校、こども園、漁業関係者、自治会等を対象として、被害予測調査結果による危険区域や対処方法等について、説明会、広報紙等で周知徹底する。	県市
総務部	観光施設等における津波避難計画の策定	「那覇市津波避難計画」に基づき、海岸沿いの低海抜地域の観光施設や宿泊施設等は、原則として観光客等の施設利用者を津波災害から避難させる必要があるため、施設管理者等は自らの施設における津波避難計画を定めるよう努める。	市 各事業者
総務部 企画財務部 消防部	消防防災関係職員等の避難原則	消防職員、消防団員、警察官、市職員など津波浸水想定区域内で防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予想時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえ定めておく。	市 防災関係機関

2 津波・洪水に強いまちの形成

最大クラスの津波または洪水に対しては、市民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
都市みらい部 まちなみ 共創部 各所管部	津波に強いまちの形成	<ul style="list-style-type: none"> ○徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。 ○社会福祉施設、医療施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等、施設の防災拠点化を図る。 	市
総務部	津波浸水想定区域の指定と周知	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において少なくとも当該浸水想定区域ごとに避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。 ○浸水想定区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの、または大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者、または管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定める。 	市

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
		○市地域防災計画において定められた避難判断水位到達情報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称及び所在地について市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。	
総務部	津波災害警戒区域等の指定と周知	○市地域防災計画に、指定区域ごとの津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、要配慮者利用施設となる社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。 ○津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設となる社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を市地域防災計画に定める。 ○市地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所、避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これら事項を記載したハザードマップの配布等を行う。 ○津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成または避難訓練の実施に関し必要な助言または勧告等を行い、施設所有者または管理者による取組みの支援に努める。	市
総務部	要配慮者利用施設避難確保計画の作成	浸水想定区域内にある要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を指導する。	市

3 災害危険箇所対策

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
まちなみ共創部	急傾斜地崩壊の危険防止	建築基準法第39条による災害危険区域の指定について検討する。また、近接する急傾斜地崩壊防止工事対象外の既存不適格建築物に対し移転促進を図る。	市
総務部 都市みらい部 まちなみ共創部	急傾斜地の警戒体制の確立	「斜面判定士」等の派遣・受入れのための体制づくり、必要な資機材や通信手段等の確保・調達計画等を、平常時から確立する。	県市
総務部	土砂災害警戒区域等の指定と周知	県に指定された土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集・伝達をはじめ予警報、土砂災害警戒情報の発表・伝達、避難、救助等必要な警戒避難体制に関する事項を定める。 また、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に	県市

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
		関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を市民に周知するため、防災マップ等の配布を行う。土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合には、利用者の円滑な警戒避難が行われるよう情報等の伝達方法を定める。	

- 【資料編】 4-1 地すべりによる危険箇所
 4-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覧
 4-5 土石流危険渓流一覧

第3章 災害に備えた防災体制づくり

項 目	担 当
第1節 災害応急活動体制の整備	総務部、企画財務部、市民文化部、経済観光部、福祉部、こどもみらい部、まちなみ共創部、上下水道部、学校教育部、消防部、各所管部、関係機関
第2節 消防・救急・医療体制の整備	総務部、健康部、都市みらい部、まちなみ共創部、消防部、関係機関
第3節 避難対策実施体制の整備	総務部、経済観光部、福祉部、都市みらい部、生涯学習部、学校教育部、各所管部
第4節 緊急輸送体制の整備	総務部、企画財務部、都市みらい部
第5節 生活救援体制の整備	総務部、経済観光部、環境部、都市みらい部、上下水道部、生涯学習部、消防部
第6節 災害時「住」対策実施体制の整備	まちなみ共創部
第7節 要配慮者支援体制の整備	総務部、市民文化部、経済観光部、福祉部、こどもみらい部、健康部、都市みらい部、まちなみ共創部、生涯学習部、学校教育部、消防部、各所管部、関係機関
第8節 応急教育体制の整備	総務部、市民文化部、こどもみらい部、学校教育部

第1節 災害応急活動体制の整備

第1 災害応急活動体制の整備・強化

(担当：総務部、市民文化部、経済観光部、福祉部、こどもみらい部、まちなみ共創部、学校教育部、消防部、各所管部、関係機関)

基本方針

- 1 突発的な大規模災害時に、迅速な初動体制を確立する。
- 2 職員への災害時の役割と体制を周知徹底する。
- 3 関係部間等職員の連携体制を強化する。

1 初動体制の強化

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 各所管部	職員配備計画 及び緊急連絡 網の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○各部局長は、災害時に職員を配備するための「職員配備計画」と「緊急連絡網」を毎年の人事異動ごとに作成し、総務部長（防災危機管理課）に提出する。 ○各部局長は、あらかじめ定めた「職員配備計画」を職員に周知徹底し、職員は当該計画及び自身の任務を十分に習熟するよう努める。 ○緊急連絡は、携帯電話やメール機能の他、SNSを活用する等の多重化を図る。 	市

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部	職員の動員配備対策の充実	<p>職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、次の対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員の家庭における安全確保対策の徹底 職員とその家族に防災対策に係る知識の普及・啓発を徹底し、被害を最小限にとどめる。 ○災害対策職員用携帯電話の拡充 迅速に災害対策本部要員の確保を図るため、防災担当職員等に携帯電話等を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を整える。 ○24時間体制等の整備 防災担当職員等による宿直体制や庁舎近傍への宿舍確保等のあり方について検討する。 ○執務室等の安全確保の徹底 執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化や危険物品の撤去等、執務室等の安全確保を徹底する。 	市
総務部 各所管部	災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実	<p>災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、次の対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○庁舎等の耐震性の確保 ○災害対策本部等の設置マニュアルの作成 ○災害対策本部室等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・停電に備えた非常用電源・自家用発電の確保 ・応急対策用地図及びデータ等の配備 ・非常用電話回線及び通信の増強 ・本部室の設置及び運営に必要な資機材、消耗品等の確保等 	市
総務部	職員の物資確保	<p>職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料、下着、毛布等を庁舎内に備蓄する。また、議会開会中に大規模災害が発生した場合、市議会議員は継続的に業務に従事する必要があるため、同様に3日分の物資の備蓄が必要である。</p>	市

2 市の活動体制の整備

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部	職員の災害時の役割と体制の周知徹底	<p>災害時の担当業務やその実施体制、さらには必要な知識や心構え等、次の事項について周知徹底を図る。また、防災に関する記事やレポート等を全ての部局に送付するとともに、庁内誌に防災関係記事を掲載するなどして職員の防災への理解を深める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時において各職員が果たす役割及び動員体制 ○市地域防災計画の内容 ○防災に関する基礎知識 	市
各所管部	活動マニュアルの作成	<p>地域防災計画、職員初動マニュアル、本部運営マニュアルを活用し、各部の災害時にとるべき活動内容を周知徹底する。また、各部独自の災害時の応急対策活</p>	市

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
		<p>動マニュアルを作成し、周知を図る。</p> <p>さらに、収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。</p>	
総務部 福祉部	災害救助法運用体制の整備	<p>災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領を把握し、実務に関する必要の習熟に努め、災害救助法の適用申請から適用後の運用方法等に関するマニュアル等を作成する。</p>	市
総務部	業務継続性の確保	<p>地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画を策定・更新する。</p> <p>また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改定等を行う。</p>	市
総務部	民間等の人材確保	<p>緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築する。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、防災関係機関の退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。</p>	市
総務部	物資及び資機材の確保体制の充実	<p>迅速及び的確な災害応急対策を実施するため、次の資機材、生活必需品等の確保体制の充実を図る。生活必需品については、災害発生後3日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域での確保がなされるような対策を講じる。なお、大規模災害時には物資等の調達が困難となることを想定し、避難者数や女性及び要配慮者が必要とするものに配慮して十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置等、効果的な体制を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや及び重機等） ○消火用資機材（消火器及び可搬ポンプ等） ○医薬品、衛生材料 ○食料、飲料水、被服寝具等の生活必需品 ○輸送手段の確保（車両、船舶等） 	市
総務部	複合災害への備え	<p>後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。</p>	市 防災関係 機関

3 市及び防災関係機関との協力体制の強化

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
各所管部	部間の連携体制の整備	各部は、日常から情報交換を密に行うとともに、研修や訓練を行う等、連携体制を整備する。	市
総務部	市及び防災関係機関との協力体制の強化	市は、防災会議を設置して、地域防災計画を作成し、市及び防災関係機関との協力体制の整備を図る。	市
経済観光部	防災関係機関と連携した観光危機管理対策の実施	「那覇市観光危機管理計画」に基づき、観光危機の発生時における情報の共有、分析及び危機管理対策の検討・立案のため、那覇市観光協会、観光関連団体・事業者等と連携した危機管理対策を実施する。 市は、庁内外からの観光危機管理情報を集約するため、市観光危機管理対策検討会において観光危機に関する情報や対策方針について検討し、効果的に対策を推進する。	市

4 防災関係機関等の活動要領の整備

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
関係機関	防災関係機関等の活動要領の整備	職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定め、活動要領（マニュアル）の整備を図るものとする。	防災関係機関

5 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
消防部	非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討	著しく異常かつ激甚な非常災害で避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足し、災害対策基本法第86条の2及び第86条の3により消防法第17条の規定が除外される災害に指定された場合において、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるよう、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討する。	市
まちなみ共創部	応急仮設住宅の迅速な建設の事前措置	被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。また、公営住宅や民間賃貸住宅の空家等を把握し、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。	市
経済観光部	物価の安定等の事前措置	災害発生時の物価の安定等を図るため、次の事前措置を実施し、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握を行う。 ○価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討 ○営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化	市
こどもみらい部 学校教育部	文教対策の事前措置	災害発生時に文教対策を円滑に行うため、次の事前措置を実施する。 ○学校等の教育施設が避難所として使用される場合の使用法（避難所として開放する場所、学校備品	市

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
		<p>の使用方針等) 及び学校職員の行動方針等の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○時間外災害発生時の園児、児童、生徒の被災状況の把握方法の検討 ○時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討 	
市民文化部	文化財保護の 事前措置	<p>建造物、美術工芸品等の有形文化財及び有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物等は、火災等の被害から守る必要があり、台風や地震による建造物等の倒壊も予想されるため、次により災害予防の徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○管内文化財の防災計画の策定 ○平時から警察及び消防機関と連携した災害予防対策の実施 ○文化財の指定地内に居住する所有者または管理者に火気使用の制限、防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導 ○防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置の促進 ○定期的な巡視によって現状を把握し、暴風や地震等による倒壊・崩落等の防止対及び落下物等による破損防止対策の実施 	市
こども みらい部 学校教育部	園児、児童、 生徒等の保護 の事前措置	<p>学校等において、災害発生時における保護者との連絡及び園児、児童、生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時におけるこども園等の施設と市の連絡・連携体制の構築に努める。</p>	市
総務部 各所管部	広域一時滞在 の事前措置	<p>大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、次の事前措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他県、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結 ○避難者の移送、受入れ等についての実施要領の作成 ○一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握 ○全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者、一時滞在者の所在地等の情報を避難元及び避難先の県及び市町村が把握する体制の整備 ○放送機関と連携した、広域避難者、一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備 	市

第2 情報の収集・伝達体制の整備・強化

(担当：総務部、企画財務部、経済観光部、各所管部、関係機関)

基本方針

- 1 電話の輻輳もしくは途絶に対応する。
- 2 市出先施設、関係機関等間の災害時通信・連絡ルートを確認する。
- 3 情報収集、分析を迅速に行う。

1 防災情報ネットワークの整備

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部	防災行政無線整備	津波、土砂災害等の災害のほか有事の際も含めた対策として、海岸、河川沿い及び土砂災害危険箇所には防災行政無線（固定系）通信システムの整備を図る。	市
総務部 関係機関	災害時優先電話指定の拡充	市各部、出先施設、避難所予定施設、防災関係機関に関し、災害時優先電話指定が拡充されるよう要請し、災害時における電話網の強化を図る。 また、災害時には発信専用として使用する等、災害時優先電話の使用法の周知を図る。	市 電気通信事業者
総務部	高度防災情報通信システム導入・非常用通信手段・体制の整備	災害時において通信事業者による災害関連情報掲示板等の開設による安否情報、災害情報、ボランティア情報等の情報提供、県・国との連携による災害ネットワークの共通メニューを立ち上げ、情報提供・交換を実施できる防災情報システムを整備する。	市
企画財務部 各所管部	情報インフラ整備事業	業務に支障をきたさないよう、庁内ネットワークを常時監視する等、安定した通信を確保するための業務を行う。さらに、災害時における業務継続のため、また、重要な情報（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の消失を防ぐための総合的な整備保全並びにバックアップシステム（分散保存等）の整備に努める。	市
総務部	インターネット等による情報通信の整備	「土砂災害情報相互通報システム整備事業」の周知を図る。	市
総務部 各所管部	無線従事者の確保	市職員に対し、無線従事者資格の習得を奨励し、無線従事者の増員・確保を図る。	市
総務部	災害用電源装置の整備拡充	常に通信の支障をきたさないよう、災害用発電装置を拡充するとともに、それらの点検・補修・管理を行う。	市
総務部	安否情報システムの運用検討	武力攻撃事態等における安否情報を収集・提供するための「安否情報システム」の自然災害・事故時等における利用について、消防庁及び県の方針の下その運用を行う。	市

【資料編】5-1 那覇市防災行政無線局一覧

2 災害時における情報分析のマニュアル化

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 各所管部	災害時における情報対策マニュアルの作成等	情報が少ない場合でも、限られた情報・材料をもとにして、迅速な状況判断と初動措置を講ずることのできる情報対策マニュアルを作成する。また、収集した災害情報を分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。	市
総務部 関係機関	災害時における「電話利用ルール」の周知徹底	災害発生直後の電話輻輳を防止するため、市民に対し、「防災機関への通報で、きわめて緊急を要する場合を除き電話利用は控える」よう、また、それ以外の安否確認や連絡には「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言版(web171)」等の利用をPRし、その徹底を図る。	市 電気通信事業者
経済観光部	災害時における観光危機管理の初動・準備体制	「那覇市観光危機管理計画」に基づき、初動・準備体制において、観光危機の状況及び推移を監視し、県、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光客及び観光産業への影響に関する情報を収集、分析及び共有する。	市

3 無線通信等に関する民間との協力体制の確保

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部	無線通信に関する民間との協力体制の確保	タクシー無線等の無線システム構築事業所、アマチュア無線有資格者等が必要に応じて、災害時にきめ細かな情報収集・伝達の役割を担うために必要な協力体制の確保を図る。	市

第3 災害時の広報体制の整備・強化(担当:総務部、福祉部)

基本方針

- 1 大量かつ迅速な広報ニーズへ対応する。
- 2 障がい者向け、外国人向けその他専門的ノウハウを必要とする広報活動を行う。

1 広報用資機材の整備等

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部	広報活動用資機材の整備等	市所有車両のうち、拡声器付き車両の増強及びハンドマイク、アンプ等、広報活動用資機材の整備を図る。	市
総務部	インターネット等の広報手段の周知	災害時に正確な情報を的確に広報できるよう、防災ホームページ、ケーブルテレビ、那覇市防災・気象メール、エリアメール、SNS(公式ツイッター、公式フェイスブック、公式LINE、公式インスタグラム)、デジタルサイネージ等の広報手段の周知を図る。	市

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部	広報紙「広報 なは市民の 友」の「災害 生活情報」の フォーマットの 作成並びに 発生直後版の 事前準備	広報紙「広報なは 市民の友」の「災害生活情報」のフォーマットを作成しておき（点字版、声の広報を含む。）、災害発生後2日目以降、毎日発行体制を万全にするとともに、第1号分の事前準備を行う。	市

2 災害時における多様な広報要員の確保

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 福祉部	要配慮者向け 広報要員の確 保	ボランティア団体等との連携等により、点字、手話、外国語等、要配慮者向け広報活動に必要な技術を持つ要員の登録を図る。	市
総務部 福祉部	その他災害時 広報要員の確 保	防災ボランティア登録等により、広報紙「広報なは市民の友」の編集、広報車両等によるアナウンス業務等の技術を持つ要員の確保を図る。	市

3 災害時における広報活動マニュアルの作成

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部	災害時の広報 活動マニユア ルの作成	大規模な地震発生時を想定した、「災害時の広報活動マニュアル」を作成する。	市

4 報道機関との協力体制の確保

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部	協定に基づく 連携・協力体 制の強化	市からの災害情報等、地域に密着した情報の提供を行うため、協定を締結している関係機関と、防災訓練等を通じて連携・協力体制の構築を図る。	市
総務部	新聞・テレ ビ・ラジオ等 報道機関との 協力体制の確 立	市からの災害情報等をそれぞれがもつ媒体を通じて報道し、地域に密着した情報の提供を行えるよう協力体制の確立に努める。 また、災害情報共有システム（Lアラート）に連携した公共情報コモンズにより、報道機関への円滑な情報提供を行う。	市

【資料編】 12-4(1) 那覇市土砂災害情報相互通報システムによる災害緊急放送に関する協定書
12-4(2) 災害時における放送要請に関する協定書

第4 災害時の相互協力・応援体制の整備・強化

(担当：総務部、福祉部、上下水道部、学校教育部、消防部、各所管部)

基本方針

- 1 大量かつ迅速な救援対策ニーズに対応する。
- 2 近隣市町村及び関係機関相互の連携を強化する。
- 3 民間団体、自衛隊の協力体制並びに広域的支援体制を確保する。
- 4 災害時におけるボランティア受入れ体制を整える。

1 応援体制の強化

担当	実施計画	計画内容	計画主体
総務部	応援・受援の備え	市及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて円滑に応援または受援できるように、次の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。 ○応援先、受援先の指定 ○応援・受援に関する連絡・要請の手順 ○災害対策本部との役割分担、連絡調整体制 ○応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等 ○広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点の確保	市

2 防災会議と防災連絡会議の充実

担当	実施計画	計画内容	計画主体
総務部	防災会議の充実	市及び各防災機関は、地域防災計画及び防災業務計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、相互の連絡を密にする。	市
総務部	防災連絡会議の推進	災害時における応急、復旧活動の円滑な進捗を確保するため、既設の市及び各ライフライン施設所管機関実務者からなる防災連絡会議により、情報交換を行い、連絡体制の強化を図る。	市

3 広域的市町村相互応援協力連携強化

担当	実施計画	計画内容	計画主体
総務部 上下水道部	近隣市町村等との連携の強化	近隣市町村との連携を強化し、災害時の適切な相互協力を図る。定期的な情報交換を行い、マニュアルの整備等を進める。 ○災害時における通勤・通学者の「安否情報」の交換 ○行政境界地域における「災害時広報」や「避難場所」の相互提供 ○物資・人員等の相互応援	市
総務部 上下水道部	広域的市町村相互応援協定の締結	県内外の都市との相互応援協定締結を進める。	市

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部	応援要請及び受入れ体制等の整備	大規模災害発生時の担当者不在、情報が不足する場合を想定し、ケースごとに応援要請手順、受入れ手順、応援派遣実施手順等に関して、マニュアルを整備する。また、職員への周知徹底を図る。	市

- 【資料編】 12-1(1) 沖縄県消防相互応援協定書
 12-1(2) 沖縄自動車道における消防相互応援協定書
 12-1(3) 沖縄自動車道における消防及び救急等の業務に関する覚書
 12-3(1) 沖縄県水道災害相互応援協定
 12-3(2) 沖縄県水道災害相互応援協定実施細目
 12-3(3) 沖縄県水道施設災害における応急復旧に関する協定書
 12-3(4) 災害時等における応急活動の協力に関する協定
 12-3(5) 災害時における応急措置等への協力に関する協定
 12-3(6) 災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互応援に関する協定
 12-3(7) 災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定
 12-3(8) 九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール

4 民間団体・自衛隊等との協力体制の締結

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部	無線通信に関する民間との協力体制の確保	タクシー無線等の無線システム構築事業所、アマチュア無線有資格者等が、必要に応じて災害時に細かな情報収集・伝達の役割を担うため、必要な協力体制の確保を図る。	市
総務部 消防部 各所管部	自衛隊との連携の充実	被害想定結果等を踏まえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。	市
総務部 消防部	在日米軍との協力体制の充実	災害時の人命救助、緊急輸送等に有効な在沖米軍の相互連携や基地への立ち入り等について検討し、必要な災害協定や運用マニュアルの整備等を進める。	市

5 ボランティア受入れ体制等の整備

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
福祉部（市社会福祉協議会） 各所管部	ボランティア活動拠点の整備強化	市社会福祉協議会は連携して、ボランティアの受付場所、受付要員及び活動拠点について準備、指定する。また、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにする。	市 市社会福祉協議会
総務部 福祉部 学校教育部 各所管部	ボランティアの普及啓発活動	広報紙「広報なは 市民の友」紙面等でボランティアの普及啓発活動に努める。 ○地域の人材発掘 ○市社会福祉協議会との連携強化	市
総務部 福祉部（市社会福祉協議会）	社会福祉協議会とボランティア組織の連携強化	市社会福祉協議会は、ボランティア組織を登録、把握するとともに、の連携の強化に努める。また、ボランティアが被災地において相互に連携して迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、連絡体制等のネットワークを確保する。	市 市社会福祉協議会

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
福祉部（市社会福祉協議会） 各所管部	ボランティア保険の加入促進	市社会福祉協議会は、ボランティアが安心して活動できるようボランティア保険制度の周知、加入促進に努める。市は、保険料負担の支援を検討する。	市 市社会福祉協議会

第2節 消防・救急・医療体制の整備

第1 地震火災の防止（担当：総務部、都市みらい部、まちなみ共創部、消防部）

基本方針

- 1 同時多発出火及び老朽木造建築物の密集地域における出火を減らす。
- 2 地域における初期消火体制を強化する。
- 3 地震時においても消防力を発揮できる体制整備を推進する。

1 震災時を想定した消防計画の策定

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
消防部	震災時想定消防計画の策定	情報量が少ない場合や職員の参集率が少ない場合等、様々な事態を想定して、有効かつ妥当な消防活動を行うための消防力運用計画を策定する。	市

2 地震時にも発揮できる消防力の整備・強化

都市化の進行による火災発生の増加、また特殊な災害に対応できるよう、消防力の充実・強化を推進する。

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 消防部	地震火災予防の基本方針	水利劣弱地域や開発地域等の消防水利が不足している地域については、水道消火栓及び防火水槽を順次新設し、消防水利の充実を図る。また、災害による延焼火災の防止を図るための基本方針は、次のとおりである。 ○火災の危険度が高い地区の不燃化推進 ○消火活動困難地域の把握及び活動計画の樹立 ○広幅員の道路、公園、空き地等を利用した延焼遮断帯の形成 ○消火栓の損壊時を想定した地震に強い消防水利・耐震性貯水槽の整備	市
都市みらい部 まちなみ共創部 消防部	地震火災予防事業の実施	地震火災の防止を図るための事業は、次のとおりである。 ○防火地域、準防火地域を指定し、不燃化を促進 ○公営住宅の建替えによる不燃化の推進 ○耐震性貯水槽、自然水利、ため池、プール等の活用体制の整備推進 ○河川等自然水利を消防水利として活用するため、調査・設備の整備（防災用階段設置等）の実施	市

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
消防部	消防拠点施設の整備	消防体制や消防車両、装備の高度化、近代化を進める。	市
	情報収集隊の配備	各署からの情報収集が困難な場合に、災害対策本部としての消防力運用方針を決める上で必要な情報収集を行えるよう、本部直属の情報収集隊を配備する。	市
	消防通信体制の強化	消防無線を整備し、消防通信ネットワークを強化する。	市
	消防職員の充実	消防職員は災害現場において中核を担っているため、職員定数条例を目標に消防職員数の確保・強化に努める。	市
	消防団の活性化	○消防団機能の充実を図るため、消防団拠点施設の整備及び消防用資機材、救出用資機材等の配備の推進 ○市民に対する消防団活動の広報の実施 ○消防団員訓練の充実強化・参加促進	市
	広域消防応援体制の強化	大規模災害時の広域消防応援協定をもとに、複数の消防局合同の消火・救助訓練を実施する。また、応援する立場、応援を受入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案する。	市

【資料編】 5-2 那覇市消防局無線局一覧

8-1 消防車両・艇現有一覧

8-2 消防機械器具配置状況一覧

8-3 消防水利の現況

12-1(1) 沖縄県消防相互応援協定書

12-1(2) 沖縄自動車道における消防相互応援協定書

12-1(3) 沖縄自動車道における消防及び救急等の業務に関する覚書

12-1(4) 那覇空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書

12-1(5) 那覇空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書に基づく覚書

3 出火防止対策の強化

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 消防部	火災予防運動、特別警戒の実施	春期、秋期の全国火災予防運動のほか、年末年始特別警戒等を実施し、市民に対する防火思想の普及と知識の啓発を行う。	県市
都市みらい部 まちなみ 共創部 消防部	防火対象物管理者への防火指導	消防機関と連携して「防火基準適合表示制度」を推進する。不特定多数の人が集まる既存特殊建築物施設や防火対象物の管理者に対して、立入調査等により防火管理業務（消防計画の作成、消防訓練の実施を含む。）の適正化、消防用設備等の設置を指導する。 また、防災・避難施設等の診断及び建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性能確保と施設改善を指導する。	県市
消防部	石油等危険物施設の安全化	石油等の危険物施設に対して、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資機材の整備促進、立入検査の強化等により出火防止、流出防止を図っていく。また、各事業所（施設管理者）は、自らの出火防止や安全対策に努める。	市 各事業者

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
消防部	化学薬品からの出火防止	化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等の立入検査を定期的実施し、保管の適正化を指導する。また、事業所等に対しても実態調査等を行い、個別の具体的な安全対策の指導を推進する。また、各事業所（施設管理者）は、自らの出火防止や安全対策に努める。	市 各事業者
消防部	L P ガス設備の安全化の指導	L P ガスを取り扱う家庭及び事業所での、容器の転倒・流出防止、ガスの漏洩防止、地震動による自動停止装置（マイコンメーター）の普及等による安全化について、取扱い業者・団体等の協力を得て、指導促進する。また、各事業所（施設管理者）は、自らの出火防止や安全対策に努める。	市 各事業者
総務部 消防部	出火防止知識の普及	市民の出火防止に関する知識（初期消火、避難時のブレーカー等の遮断等）及び地震に対する備え等の防災教育を行う。また、市民及び事業所は、市・県等に積極的に協力し、自らの出火防止に努める。	市
消防部	消防用設備の適正な維持管理	消防用設備が有効に機能を発揮するように、適正な維持管理について指導の徹底を図る。また、要配慮者や不特定多数の人を収容する病院、社会福祉施設、大規模店舗等では防災管理面の指導を図っていく。	市

4 地域ぐるみ初期消火体制の整備・強化

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 消防部	自主防災組織の初期消火資機材の普及	自主防災組織における初期消火資機材普及のための補助を検討する。	県 市
総務部 消防部	家庭・事業所の初期消火資機材の普及啓発	家庭や事業所における消火用資機材の備蓄実施を啓発する。	県 市

第2 危険物・有毒物等対策（担当：消防部）

基本方針

危険物・有毒物取扱施設における漏洩・爆発等の被害を防止する。

1 立入検査の実施並びに調査に基づく改善指導

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
消防部	立入検査の実施並びに調査に基づく改善指導	必要に応じ、県その他関係機関・団体等と連携して立入検査を実施し、法令に基づく規制の強化、改善の指導を行うとともに、施設の設置地盤の状況を調査し、耐震化に努めるよう指導する。	県 市 各施設管理者

2 自主保安体制の確立

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
消防部	自主保安体制の確立	必要に応じ、県その他関係機関・団体等と連携して各施設管理者に対し、次の措置を行うよう指導する。 ○自主的な保安体制の確立及び応急措置体制の強化 ○関係業種別の保安団体の積極的な活動の推進 ○隣接事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化	県 市 各施設管理者

3 危険防除のための消防力等の強化

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
消防部	危険防除のための消防力等の強化	都市化の進行により見込まれる火災発生の増加、通常の消防力では対応が困難な救助事象や特殊な災害に対応できる常備消防力の充実・強化を推進する。	市

第3 救急・救助体制の整備（担当：総務部、都市みらい部、まちなみ共創部、消防部）

基本方針

- 1 救急・救助機関の能力を大幅に上回る救急・救助件数を想定し、体制等の整備を図る。
- 2 地震発生直後の救急・救助活動を地域ぐるみ（市民や事業所）で行う。

1 救急・救助資機材等の整備・隊員の養成

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
消防部	災害対応救急資機材等の整備	迅速な救助救出活動を展開するため、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等、必要な災害対応救急資機材、訓練資機材、訓練施設を整備する。	市
消防部	救急隊員の確保・向上	救急救命士の養成を行うとともに、救急隊員の教育研修を実施し、質的向上を図る。また、市民に対し、応急手当等の普及啓発を進め、効率的な救急業務を行う。	市
消防部	トリアージタッグの統一	緊急度分類表及び傷病者伝票について、全国統一を推進する。	市
都市みらい部 まちなみ 共創部	建設業協会等との応援体制の強化	救助用資機材・作業員の派遣協力について、建設業協会等と連携方法等の実施計画を策定する。	市

2 県・警察等救助隊等との連携強化

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
消防部	自衛隊ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確保	関係機関の協力により、災害時の緊急救命対策として、自衛隊ヘリコプター等による救急搬送体制の確保を図る。	市
消防部	警察等救助隊との連携強化	警察機関、自衛隊等他機関救助隊との連携を強化し、同時多発型救助事象への対応体制を確保する。	市

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
都市みらい部 まちなみ 共創部	防災資機材の 調達協力協定 の締結と応援 体制の整備	沖縄県建設業協会那覇支部等の協力を得て、資機材の調達を行える体制を図る。また、災害時の建物の撤去・補修・仮設に関わる応援協定を締結し、応援方法を検討する。	市

3 地域の救急・救助能力向上の促進

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 消防部	地域としての 救急・救助能 力向上の促進	市民の応急救護知識・技術の普及活動を推進するとともに、自主防災組織の強化を図る。また、各事業所における防災ボランティアの登録、ガソリンスタンド等との消防・救助活動に関する協定の締結等を推進する。	市

第4 災害時医療体制の整備（担当：総務部、健康部、消防部、関係機関）

基本方針

- 1 被災地内医療機関の医療救護能力の大幅なダウンを想定し、体制等の整備を図る。
- 2 同時多発的な救急医療事案を想定し、体制等の整備を図る。
- 3 被災地外医療機関への迅速な転送体制を整える。
- 4 被災者の「こころ」のケア等を行うため、精神科の災害医療体制を整える。

1 初動医療体制の整備・充実

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
健康部 (保健所) 関係機関	市内救急医療 拠点となる病 院の確保	災害発生直後の医療救護活動の拠点となる病院、救急告示病院、医師会等の施設について、計画的に耐震診断を行い、必要に応じた耐震補強を促進する。 また、ライフライン寸断時にも診療能力を維持するための電気容量、上水量を確保できるよう、自家発電装置、井戸・受水槽等の耐震化を促進する。	県 市 医師会
健康部 (保健所) 関係機関	医師会等との 連携強化によ る災害医療救 護体制の確保	医師会等との連携を強化し、災害時マニュアルの作成、マニュアルに基づく訓練の実施、緊急度分類技術等の研修の実施等を進め、災害時の迅速かつ的確な医療救護体制の確保を図る。	市 医師会
健康部 (保健所)	広域災害緊急 医療情報シス テム（EMIS） の活用	災害時に、防災機関、医療施設が迅速かつ的確に診療状況等の医療情報を迅速かつ的確に把握できる広域災害緊急医療情報システム（EMIS）を有効に活用し、操作等の研修・訓練を推進する。	市
健康部 (保健所)	地域災害医療 コーディネー ター等との連 携	災害拠点病院、地域災害医療コーディネーター等と円滑に連携し、災害時に緊急医療の知見から助言等を受けられることができるよう訓練等を通して連携体制を整備する。	市

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
健康部 (保健所)	災害派遣医療チーム(DMAT)等との連携	迅速な医療救護活動を実施するため、災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT E)等の医療救護チームや医療ボランティアの派遣要請及び受入調整等の体制を整備する。	市
健康部 (保健所)	休日・夜間の医療確保	休日・夜間の医療体制を整備し、休日急患診療所、休日急患歯科診療所の充実を図る。また、在宅当番医制、病院群輪番制病院運営事業の推進に努める。	県市
健康部 (保健所)	「こころ」の医療体制の確立	○医師会その他関係医療機関との連携・協議による精神科医療体制の確保 ○災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の派遣要請及び受入調整等の体制整備	県市

2 後方医療体制の確立

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
消防部	広域的な後方支援医療機関ネットワークの確保	県・市・関係市町村との連携のもとに、後方支援医療ネットワークを強化し、医療に関する情報の一元化を促進する。	県市
消防部	ヘリコプターによる傷病者の搬送体制の確保	重症者等の救命対策として、自衛隊のヘリコプター等の航空ルートによる救急搬送体制の確保を図る。	市

3 救急医薬品・医療資機材等の備蓄

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
健康部 関係機関	献血の促進	献血体制を強化し、災害時の輸血液の確保体制を促進する。	市 赤十字社
総務部	災害対策用備蓄医薬品(救急箱)の配備	防災倉庫に災害用医薬品セット(救急箱)の配備を進める。なお、内容品等について適切に選ぶ。	市
健康部 (保健所)	医薬品販売業者・市内薬局・薬剤師会との協力体制の確保	災害時における救急医薬品・医療資機材等の調達を適切に行うため、医薬品販売業者・市内薬局・薬剤師会との協力体制を確保する。	県市

第3節 避難対策実施体制の整備

第1 避難場所の指定・整備

(担当：総務部、経済観光部、都市みらい部、生涯学習部、学校教育部、各所管部)

基本方針

- 1 大規模地震時・津波に備えた避難対策を整備する。
- 2 津波を避けるために必要な「高さ」を備えた避難場所を整備する。
- 3 被災者の一時的な生活を維持するために必要な多数の避難所及び備蓄・設備等を整備する。

1 避難場所の確保

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部	指定緊急避難場所・指定避難所の指定	災害から危険を回避するための指定緊急避難場所、市民が一時滞在するための指定避難所を指定する。学校を指定する場合には、教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、関係者と調整を図る。	市
総務部 都市みらい部	避難場所の指定・整備	あらかじめ一時避難場所として指定されている公園・緑地については、出入口等の段差解消等の整備を図るとともに、適切な維持管理を図る。 広域避難場所として指定されている公園については、耐震性貯水槽等の整備を図る。	県市
経済観光部	観光客の避難場所・避難経路の確保	「那覇市観光危機管理計画」に基づき、観光客数や繁忙期、旅行行動形態等の状況を踏まえ、地域に滞在する観光客が安全かつ迅速に避難できる避難場所・避難経路を確保するとともに、その誘導方法や移送方法について日頃から検討・周知を行う。	市

【資料編】 6-1 指定緊急避難場所一覧

6-2 広域避難場所一覧

6-3 指定避難所一覧

6-4 自主避難所一覧

6-5 津波緊急一時避難所一覧

2 津波発生時における「避難場所」の確保

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部	津波避難場所の確保	津波発生時に浸水から避難者を保護できる高さを備えた場所を「津波避難場所」として整備する。また、民間の大規模施設等について3階床以上を使用した「津波発生時における避難所」としての提供可能性を検討する。 さらに、避難所への誘導體制について検討し、必要な資機材等の整備を進める。	市
総務部	津波緊急一時避難施設の選定	「那覇市津波避難計画」に基づき、避難困難区域周辺にある堅牢な建物を調査し、津波緊急一時避難施設として活用できるよう所有者等と協定を推進する。	市

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部	市津波避難ビルの維持管理	「那覇市津波避難計画」に基づき、津波襲来時に緊急的に一時避難することができる、市津波避難ビルを適切に維持管理する。	市

3 避難所の整備・運営

避難所では、地域の役員や自主防災組織の長等を中心に市民自らが主体となり、施設管理者や市職員と協力し、避難所を利用する人々の様々な事情に配慮しながら運営する。

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 各所管部	運営体制の事前準備	<p>避難所を速やかに開設・運営できるよう必要な文房具、道具類をまとめた「避難所運営キット」をあらかじめ各避難所に保管する。</p> <p><避難所運営キットの内容（例）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係様式一式（避難者カード、名簿、物品受払簿等等） ・油性ペン（赤、黒、青） ・布製粘着テープ ・P P C用紙一冊（A 4、A 3） ・鉛筆 1 ダース ・セロハンテープ ・はさみ ・画鋏 ・ホイッスル ・コップ、ローソク ・ポリ袋 ・タオル ・バケツ ・タッパ ・ベスト ・腕章 ・ヘルメット ・軍手 ・電池 ・簡易ライト ・簡易ランタン ・ラジオ ・メガホン 	市
総務部 各所管部	避難所支援員の事前指名	<ul style="list-style-type: none"> ○各本部員は、あらかじめ各部の職員配備計画を立て、避難所支援部員を事前に指名して名簿化し、職員に周知徹底するとともに、当該配備計画及び避難所支援班名簿を本部長に提出する。 ○避難所支援部員は、避難所から近い住所の職員を優先に原則3名の8時間勤務3交代制（9名）を指名する。市外及び遠方に居住する職員は補助員とする。 ○避難所支援部員は、毎年、避難所開設運営に関する研修を受講し、各施設管理者と顔合わせして、鍵や避難経路及び場所、備蓄倉庫等を確認し打合せする。 	市
総務部	避難所運営マニュアルの活用	<p>避難者自らが避難所を運営できるよう、「那覇市避難所運営マニュアル」（令和2年3月）を活用し、次の基本方針を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の人々の安全を確保し、生活を再建するための地域の防災拠点として機能することを目指す。 ○地域のライフラインが復旧する時期まで設置し、復旧後は速やかに閉鎖する。 ○避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する被災者を含む）の自主運営を原則とする。 ○後方支援は、災害対策本部が行う。 	市

担当	実施計画	計画内容	計画主体
総務部	感染症を考慮した整備	避難所における感染症への対応として、次の基本方針を策定する。 ○発災した災害や被災者の状況等により、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設する等、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。 ○避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や知人宅等への避難を検討することを事前に周知する。 ○自宅療養等を行っている感染症の軽症者に対し、保健所等と連携の上で、適切な対応を事前に検討する。	市
総務部 各所管部	地震発生時における「避難所」の整備	台風時等の自主避難所として公民館や公共施設等を、また大規模な災害発生時の指定避難所として各小中学校等を指定している。新たに避難所を指定する場合は、余震や津波に対する安全性を考慮する。なお、耐震性のある県の施設を指定する場合は県と調整する。 耐震性の確保、必要な備品等の整備を図るとともに、各小中学校には計画的に備蓄倉庫を設置し、避難所の開設・運営に必要な備品類の備蓄を行う。	県市
総務部 生涯学習部	避難所の「住」環境整備	避難所予定施設について、トイレの改善（洋式・車椅子用、だれでもトイレ等）、段差の解消、その他要配慮者向けに必要な設備等の整備について、優先順位をつけて実施する。	市
総務部 学校教育部	教育施設の避難所としての使用方針の検討	教育施設が避難所として使用される場合の、使用方法（開放場所、使用する学校備品等）、職員の行動方針等について検討する。	市

第2 避難誘導體制の整備

(担当：総務部、経済観光部、福祉部、都市みらい部、生涯学習部、学校教育部)

基本方針

- 1 観光客や夜間発生時等、多様な事態を想定して避難情報の伝達を確実に行う。
- 2 二次避難対策や防災関係機関・団体と連携した対策を整備する。

1 避難路の整備

担当	実施計画	計画内容	計画主体
総務部 都市みらい部	避難路の整備等	都市計画道路等の主要幹線道路及び生活関連道路を避難路として整備を進める。 また、夜間や要配慮者・観光客等の安全避難に配慮した誘導標識、案内板等の整備を面的に整備促進する。	国 県市

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
経済観光部	観光施設の避難誘導標識等の整備	「那覇市観光危機管理計画」に基づき、主な観光関連施設等からの避難誘導にあたっては、外国人観光客にも容易に判別できる海拔表示、避難誘導標識、防災マップ等を整備する。	市
総務部 都市みらい部	標識の整備	「那覇市津波避難計画」に基づき、県の海拔高度図等を基にして、街角に海拔高度の標識を設置する。作成にあたっては、県の「海拔表示等にかかるガイドライン」に準じたデザインとなるように留意する。	国 県 市

2 避難情報伝達体制の整備・強化

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部	避難情報伝達体制の整備・強化	あらかじめ各避難場所に「直行職員」を指名し、適切な避難情報の伝達にあたらせるとともに、緊急を要する避難情報の伝達が速やかに行えるよう、報道機関との協力体制の確立を図る。	市
総務部	要配慮者への情報伝達体制の整備	「那覇市津波避難計画」に基づき、避難情報を伝える際は、視覚・聴覚障がい者にも配慮し、携帯メール等による災害情報配信サービスに加え、テレビやラジオ等の報道機関と連携して複数の伝達手段を併用して広報を迅速に実施する。	市

3 社会福祉施設等に対する避難誘導體制の指導

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 福祉部 生涯学習部 学校教育部	学校・社会福祉施設・その他施設における避難点検	学校、社会教育施設、社会福祉施設等、不特定多数が利用する大規模施設から災害時に避難する際の避難誘導體制の再点検を指導する。	県

4 関係機関・団体等との連携の強化

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部	警察・地区交通安全協会との連携の強化	避難誘導を混乱なく行うため、警察・地区交通安全協会との応援協力体制を確保し、その連携の強化に努める。	市

5 防災マップ・マニュアルの作成・活用

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部	Web版防災マップの公開	市民に対し、防災マップの配布、市ホームページへの掲載、Web版防災マップの公開等により、避難場所・避難所の周知を徹底する。	市
総務部 経済観光部 福祉部	要配慮者向けマニュアルの作成	高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルを作成する。	県

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部	避難経路沿いの建物の耐震点検及びマップの作成	避難経路沿いの建物について、耐震点検を実施し、マップに表示する。	県

第4節 緊急輸送体制の整備

第1 道路輸送体制の整備（担当：総務部、企画財務部、都市みらい部）

基本方針

- 1 大規模地震発生直後における緊急輸送道路を指定・整備する。
- 2 救援物資配送拠点を適切に指定・設置する。
- 3 運送事業者等と連携協力する。

1 緊急通行車両の確保

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部	緊急通行車両の事前届出	災害時に使用する可能性が高い（市及び協定団体等の所有する）車両をリストアップし、事前届出を行う。	国 県 市

【資料編】10-1 市所有車両状況一覧

2 緊急輸送道路の指定・整備

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 都市みらい部	緊急輸送道路の指定・整備	災害時の「緊急輸送道路」を第1次、第2次の2区分に基づき指定し、優先的な耐震強化を推進する。 また、県指定の緊急輸送道路と市の防災拠点を結ぶ市道、防災拠点同士を結ぶ市道を、市の緊急輸送道路と指定し、拡幅、耐震強化等、必要な整備を推進する。	国 県 市

【資料編】10-2 市内における県指定緊急輸送道路一覧

10-3 県指定緊急輸送道路図

3 警察その他関係機関との連携の強化

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 都市みらい部	警察その他関係機関との連携の強化	災害時における緊急輸送環境を整備するため、交通情報板や必要な資機材の確保・調達に関して、警察その他関係機関と協議する。	県 市

4 民間団体・市内事業所等との協力体制の確保

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
都市みらい部	建設業協会等との応援体制の強化	災害時における緊急輸送道路確保作業に関し、建設業協会等と協力方法等の実施計画を策定し、区間担当者、資機材等の調達体制等について定める。また、出動・復旧等の訓練を行う。	市

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部	無線に関する民間との協力体制の確保	無線システム構築事業所、アマチュア無線有資格者等が、災害発生直後の道路の被害状況や渋滞状況に関する情報提供を行うよう、必要な協力体制の確保を図る。	市
総務部 企画財務部	運送事業者との連携確保	緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営及び被災者の輸送協力について次の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。 ○被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等 ○物資の調達・輸送に必要な情報項目の整理や発注方法の標準化 ○物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援 ○輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備 ○輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及	市

第2 航空輸送体制の整備（担当：総務部、都市みらい部）

基本方針

- 1 重傷者の被災地外病院への搬送体制を整備する。
- 2 大規模地震発生直後における航空輸送手段を確保する。

1 臨時ヘリポートの整備

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 都市みらい部	臨時ヘリポートの整備	災害発生時に重傷者の後方医療機関への搬送、輸血用血液・医療用資材、その他救援物資の緊急輸送等が速やかにできるよう、臨時ヘリポートに指定している「新都心公園多目的広場」を維持・活用する。 また、自衛隊、海上保安庁等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。	県 市

2 関係機関との連携の強化

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 都市みらい部	警察その他関係機関との連携の強化	臨時ヘリポートに指定される場所が災害時に有効に利用し得るよう、関係機関と連携し、市民への周知徹底を図る等、所要の措置を講ずる。	市

第3 海上輸送体制の整備（担当：総務部、都市みらい部）

基本方針

- 1 救援物資等の配送拠点としての機能を整備する。
- 2 大規模地震発生直後における海上輸送手段を確保する。

1 救援物資配送拠点機能の整備

担当	実施計画	計画内容	計画主体
総務部 都市みらい部	広域物資輸送拠点としての整備	船舶、港湾施設を、食品や救援物資等の配給拠点として活用するため、必要な環境整備を行う。	県 市 管理組合

2 関係機関との連携の強化

担当	実施計画	計画内容	計画主体
総務部 都市みらい部	国、県、民間の船舶保有業者等との連携の強化	災害時における海上輸送の実施のため、情報連絡や必要な資機材の確保・調達方法に関して、海上保安本部、沖縄総合事務局、県、民間の船舶保有業者等と協議する。	国 県 市

第5節 生活救援体制の整備

第1 物資調達体制の整備（担当：総務部、経済観光部、消防部）

基本方針

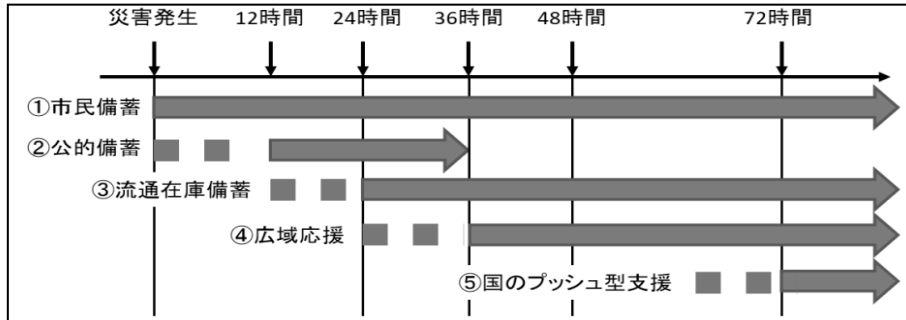
- 1 大規模災害に備え、災害発生後3日間は「自力でのしる」備えを整える。
- 2 各避難所もしくは各地域に分散備蓄する。
- 3 備蓄計画・調達計画を策定して運用する。

1 大規模災害を想定した備蓄計画の策定及び推進

担当	実施計画	計画内容	計画主体
総務部 消防部	市役所・消防局等防災対策拠点本部における備蓄計画の策定及び推進	市役所・消防局等、防災対策に関する本部機能を果たすことを予定される施設に、備蓄計画の策定及び推進を図る。	市
総務部	避難所の資機材整備	避難所となる小中学校に、備蓄倉庫の設置、初期救援対策並びに避難所運営のために必要な資機材・物資等の備蓄を進める。	県 市
総務部	被災者救援物資の確保及び調達体制の充実	県の被害想定に基づく避難所内避難者数（最大37,143人）を対象に、市民備蓄と流通在庫備蓄を含め、発災から3日以内に物資等の供給体制を確立し、広域応援（国、他自治体等）を含め7日以上以上の物資等の	県 市

担当	実施計画	計画内容	計画主体
		供給体制を確立する(【時系列でみる物資確保(目安)】参照)。	
総務部	家庭内備蓄の周知徹底及び励行	食料と身の回り品等について、最低7日分相当を家庭内備蓄する必要があることを市民に周知徹底するとともに、備蓄を励行する。	市

【時系列でみる物資確保(目安)】



2 緊急物資の調達体制の整備

担当	実施計画	計画内容	計画主体
総務部	備蓄倉庫の環境整備、計画的な配置	県立高校を災害対策活動拠点及び救援物資の一時集積所として必要な環境整備を検討する。 「緑化センター地下備蓄倉庫」を救援物資集積所として必要な環境整備を推進する。 また、小中学校に備蓄倉庫を計画的に配備するとともに、体育館を救援物資の集積・配給拠点として必要な環境整備を行う。	県市
総務部	県等からの調達に関する実施要領の作成	県等からの物資等の調達に関する手順等を統一化し、災害時における調達を円滑にするため実施要領を作成する。	市
総務部	応援協定に基づく要請方法等の周知	災害時に、締結市・機関から速やかに必要な物資の応援依頼ができるよう、応援方法・明示事項等を周知しておく。	市
経済観光部	農協との協定締結の推進	食料提供協定その他の食品の供給に関し、農協と協定の締結を推進する。また、災害時の調達・供給方法等について、実施計画を作成する。	市
経済観光部	商工会議所及び市内大規模小売店舗等との災害時協定の締結の推進	災害時における救援物資一般の調達に関して、商工会議所加盟会員各社及び市内大規模小売店舗や卸・小売業者等との協定の締結を推進する。	市

【資料編】 12-7(9) 災害時における物資の供給に関する協定書

第2 応急給水体制の整備（担当：総務部、環境部、上下水道部）

基本方針

- 1 消防水利の確保、病院の医療機能を維持するための給水源を確保する。
- 2 地震発生後2～3日までの初期応急給水用給水源を市域内で確保する。

1 応急給水用給水源の確保

担当	実施計画	計画内容	計画主体
総務部 上下水道部	災害時飲料水兼用耐震性貯水槽の整備	災害に備え、貯水施設等の整備増強を図る。	市
総務部 環境部	震災対策用井戸の協力要請	市内事業所等の所有する井戸を震災時にも活用できるよう、協力を推進する。	市
総務部 上下水道部	河川・プール等の活用	河川等の自然水利やプールの水等の活用体制の整備を推進する。	市
環境部	雨水施設設置事業の実施	災害時の生活用水の確保等のため、補助金交付等により、雨水施設設置事業を推進する。	市

【資料編】9-2 給水源一覧

2 給水用資機材の整備・強化

担当	実施計画	計画内容	計画主体
上下水道部	給水用資機材の整備・強化の推進	応急給水活動に必要なポリタンク、給水タンク、給水袋、可搬型発電機等給水用資機材の整備・強化を図る。	市

【資料編】9-3 応急給水用資機材一覧

3 相互応援・協力体制の確立

担当	実施計画	計画内容	計画主体
上下水道部	水道事業者等との相互応援協力強化	災害時に応援協定を締結している団体へ速やかに応援要請ができるよう、応援方法・明示事項等を周知しておく。また、応援協定による水道事業者等と、水道施設の迅速な復旧と応急給水について、応援する立場、受入れる立場から具体的な手順を検討する。	市
上下水道部	民間事業者との資機材等緊急調達その他災害時協力体制の整備	応援協定を締結している民間事業者と災害時における協力に関する協定を締結し、応急給水並びに応急復旧活動を円滑に行う体制を確立する。	市

- 【資料編】12-3(1) 沖縄県水道災害相互応援協定
 12-3(2) 沖縄県水道災害相互応援協定実施細目
 12-3(3) 沖縄県水道施設災害における応急復旧に関する協定書
 12-3(4) 災害時等における応急活動の協力に関する協定
 12-3(5) 災害時における応急措置等への協力に関する協定

第3 災害廃棄物処理体制の整備（担当：環境部）

基本方針

- 1 災害廃棄物の発生を想定し、収集体制等の整備を図る。
- 2 大規模災害による処理施設や収集・処理に携わるスタッフ自身の被災を想定し、処理体制等の整備を図る。
- 3 平常時を大幅に上回る中間処理施設や最終処分場を確保する。

1 大規模災害時を想定した処理・処分計画の策定

担当	実施計画	計画内容	計画主体
環境部	災害廃棄物処理計画の策定	大規模災害発生時の建物倒壊や焼失により大量に発生する災害廃棄物に対して迅速かつ適切に対応するため、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月）及び「沖縄県災害廃棄物処理計画」（平成29年3月）を踏まえ、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法を具体化した「災害廃棄物処理計画」を策定し、災害時に備える。	市
環境部	ごみ処理施設の耐震化の推進	処理施設の耐震化等の整備に努め、大規模地震にも処理可能な体制とする。	市

【資料編】11-2 ごみ収集車両及び作業人員一覧

2 近隣市町村との応援・協力体制の整備

担当	実施計画	計画内容	計画主体
環境部	近隣市町村との応援協力体制の整備	大量の災害廃棄物を迅速かつ効果的に処分するため、近隣市町村との相互応援協力体制を整備する。	市

3 災害危険物の分別PR

担当	実施計画	計画内容	計画主体
環境部	災害廃棄物の分別等の事前PR	大規模災害時の災害廃棄物を処理できるよう、リサイクル事業と連携して、市民・事業所等にごみの分別について事前PRを行う。	市

第4 し尿処理体制の整備（担当：総務部、環境部、都市みらい部、上下水道部、生涯学習部）

基本方針

- 1 避難所を主な排出源とする大量のし尿を想定し、収集体制等の整備を図る。
- 2 大規模災害により処理施設や収集・処理に携わるスタッフ自身の被災を想定し、収集体制等の整備を図る。
- 3 平常時を大幅に上回る収集体制確保と「し尿」処理施設を確保する。

1 大規模災害時を想定した処理・処分計画の策定

担当	実施計画	計画内容	計画主体
環境部	大規模災害時想定し尿処理・処分計画の策定	大規模災害発生時に多くの避難者が集まる避難所、また被災地等に設置される仮設トイレのし尿を迅速かつ適切に対応するため、「災害時処理・処分計画」を策定し、災害時に備える。	市
環境部	終末処理場施設の耐震化の推進	大規模災害時にも、し尿処分が適切に行われるよう、施設の耐震化等の整備に努める。	市

【資料編】11-1 し尿収集車両及び作業人員一覧

2 近隣市町村との応援・協力体制の整備

担当	実施計画	計画内容	計画主体
環境部	近隣市町村との応援・協力体制の整備	大量のし尿を迅速かつ効果的に処分するため、近隣市町村との応援協力体制を整備する。	市

3 仮設トイレ等資機材の確保

担当	実施計画	計画内容	計画主体
環境部	仮設トイレ等の資機材の確保	市並びに県・他市町村・民間業者からの調達による仮設トイレ・簡易便器等、し尿の暫定処理のための資機材の確保を図る。なお、高齢者・障がい者等への配慮を行う。	市
環境部	公共施設・公園等の便所の仮設トイレ利用の検討	公共施設のし尿貯留槽や公園の敷地内有効利用等の手法について、各施設所管部の協力を得て検討し、大規模災害時における処理計画の基礎資料とする。	市
総務部 都市みらい部 上下水道部 生涯学習部	マンホールトイレの整備	災害時に避難所となる小中学校・公園施設等へマンホールトイレの整備を図る。	市

第5 公衆衛生対策等実施体制の整備（担当：環境部）

基本方針

- 1 水道・電気・ガスの停止等により食中毒や感染症の発生を想定し、実施体制等の整備を図る。
- 2 避難所等、公衆衛生的アプローチの必要な場所が多数発生することを想定し、実施体制等の整備を図る。
- 3 大規模災害により処理施設や収集・処理に携わるスタッフ自身の被災を想定し、処理体制等の整備を図る。

1 近隣市町村・民間業者等との応援・協力体制の整備

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
環境部	近隣市町村との相互応援協力体制の整備	大量の公衆衛生対策事案を迅速かつ効果的に処理するため、近隣市町村との相互応援協力体制を整備する。	市
環境部	関係機関・民間業者等との協力体制の整備	感染症の発生時の二次災害を未然に防ぎ、かつ、大量の公衆衛生対策事案を処理するため、関係機関・関連業者・団体等に対し災害時の人員、資機材等の確保等の応援協力体制を整備する。	市

2 公衆衛生・環境保全関係資機材の確保

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
環境部	防疫用薬剤・散布器等公衆衛生関係資機材の確保	市備蓄の推進並びに県・他市町村・民間業者からの調達による防疫用薬剤・散布器等公衆衛生関係資機材の確保に努める。	市

第6節 災害時「住」対策実施体制の整備

第1 被災建築物応急危険度判定実施体制の整備（担当：まちなみ共創部）

基本方針

被災建築物応急危険度判定士を育成・確保する。

1 被災建築物応急危険度判定士の育成等

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
まちなみ共創部	被災建築物応急危険度判定士認定制度の周知、育成	被災建築物応急危険度判定士認定制度の周知を図り、地震発生により破損した建築物が余震等に対して、引き続き安全に使用できるか否かの判定を行う応急危険度判定士の登録・育成を推進し、判定士の確保を図る。	県市

2 近隣市町村・民間団体等との応援・協力体制の確保

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
まちなみ共創部	近隣市町村・民間団体等との応援・協力体制の確保	県及び近隣市町村や建築関係団体との応援協力体制を中心として、応急危険度判定士を早期に確保するための体制の整備に努める。	県市

3 判定備品類の整備

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
まちなみ共創部	被害家屋調査・応急危険度判定実施のための必要備品類の整備	県や他市町村からの応援の受入れ体制、必要な判定実施体制の確保を図る。また、調査票、判定ステッカー、建物関係書類や住宅地図については、バックアップ措置を講じておくとともに、市域の地理に不案内な応急危険度判定士のための、市街地図等、必要となる備品類を検討し、その整備に努める。	市

第2 住宅供給・補修・解体対策の環境整備（担当：まちなみ共創部）

基本方針

大量の住宅供給・補修・解体に対して、専門的技術者及び資機材を広域的かつ大量に調達する協力体制を確立する。

1 災害時を想定した住宅供給促進計画の策定

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
まちなみ共創部	大規模災害時想定住宅供給促進計画の策定	大規模災害時に想定される住宅必要量に基づき、「災害時住宅供給促進計画」を策定する。これにより県に対し必要な体制等を要請し促進する。	県市

2 仮設住宅建設候補地の検討

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
まちなみ共創部	オープンスペース台帳の作成	市内の公園、公有地、その他民間未利用地等に関する「オープンスペース台帳」を作成し、大規模災害時における迅速な仮設住宅建設候補地を検討する。	市

3 他市町村関係団体・事業者等との相互応援協力体制の整備

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
まちなみ共創部	県、他市町村関係団体・事業者等との協力体制の整備	大規模災害時の、大量の住宅供給・補修・解体事案に対応するため、関係団体・事業者等と応援協力体制を整備する。 また、住宅用建設・補修用建材並びに建設関係技術者等の確保に関して協力体制を検討する。	市

第7節 要配慮者支援体制の整備

第1 高齢者・障がい者等の支援環境整備

(担当：総務部、経済観光部、福祉部、こどもみらい部、健康部、都市みらい部、まちなみ共創部、生涯学習部、学校教育部、消防部、各所管部、関係機関)

基本方針

- 1 要配慮者、避難行動要支援者等の安否確認体制、救援対策を確立する。
- 2 要配慮者向け救援サービス実施のため、民間団体と積極的に協力する。

1 福祉避難所の確保

担当	実施計画	計画内容	計画主体
総務部 福祉部	利用者の把握	「福祉避難所設置・運営マニュアル」に基づき、平常時より避難行動要支援者名簿登録者の状況把握に努め、災害時の安否確認や福祉避難所への移送対象者の判断が迅速に行えるよう取り組む。	市
総務部 福祉部	福祉避難所の確保・周知	福祉避難所として利用可能な施設の把握に努め、所在地、名称、所有者・管理者、使用可能なスペースの状況、施設・設備の状況、職員体制、受入可能人数等を整理する。また、市施設の福祉避難所の指定や、民間施設やその他公共施設との福祉避難所協定の締結を進める。 要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対して、福祉避難所制度に関する情報について周知徹底を図るとともに、広く市民に周知を行う。	市
総務部 福祉部	福祉避難所における物資・機材、人材、移送手段の確保	○物資・機材の確保 ・飲料水、要配慮者に適した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池 ・介護用品、衛生用品 ・携帯トイレ、ベッド、パーティション ・車椅子、歩行器、歩行補助杖、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等 ・停電時に備えた発電機等 ・点字や掲示板、絵等で情報を伝達するために必要な用具やヘルプカード ○人材の確保 ヘルパーや相談員等の確保に関して、関係団体・事業者等と協定を締結する等、災害時に人的支援を得られるように連携を図る。また、ボランティアを適切に活用できるよう市社会福祉協議会と連携を図る。 ○移送手段の確保 必要に応じて関係団体・事業者等と協定を締結する等、要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段の確保を図る。	市

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 福祉部 健康部	社会福祉施設等、医療機関との連携	専門的な人材の確保、福祉機器等の調達及び緊急入所等に関して、日頃より情報を共有する等の連携強化に努める。また、福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、専門的な施設への緊急入所が必要となるため、社会福祉施設等と事前に協議を行い、緊急入所に関する協定を締結する等の連携を図る。 要配慮者の体調の急変等により、医療処置及び治療が必要になった場合、福祉避難所での感染症の発生・拡大防止、発症した場合における適切な対応を図るため、医療機関等と緊急入院について連携を図る。	市
総務部 福祉部 健康部 各所管部	運営体制の事前準備	有資格者等の専門的な人材（看護師、保健師、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、ヘルパー等）、福祉機器（ベッド、車椅子等）を確保するため、関係団体・事業者等と協定を締結する等の連携を図る。 また、速やかな設置・運営ができるよう、必要な文房具、道具類をまとめた「福祉避難所運営キット」をあらかじめ各福祉避難所へ保管する。 ＜福祉避難所運営キットの内容＞ ・掲示物作成のためのスケッチブック ・運営者の役割を示す腕章 ・福祉避難所と通路を仕切るためのロープ ・油性ペン ・布製粘着テープ ・避難者名簿用紙、食料・飲料水供給依頼書等の印刷物	市
総務部 福祉部 まちなみ 共創部 各所管部	社会福祉施設等の耐震性の確保等	福祉避難所となる公立社会福祉施設の耐震診断・耐震補強を促進する。また、障がい者を配慮した誘導ブロックや歩道の整備、段差の解消、災害備蓄等を整備する。 なお、民間施設についても、同様の措置を講ずるよう促進する。	市
福祉部 各所管部	災害ボランティアセンターとの連携	「那覇市災害時要援護者避難支援計画」（平成26年2月）に基づき、福祉避難所での要配慮者への対応は、職員だけでは困難なため、市社会福祉協議会が設置する災害ボランティア中央センターとの連絡調整を図り、避難所の様態に基づき対応できるボランティアの派遣ができるよう連携する。	市

2 建築物の耐震性能の向上による人的被害の防止

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 福祉部 まちなみ 共創部	在宅要配慮者居住住宅の耐震性確保	在宅障がい者世帯を対象とする耐震診断・耐震補強工事等の斡旋、啓発を行うとともに、屋内家具の固定化措置等の啓発に努める。	市
総務部 福祉部 消防部	防火診断・防災指導	関係団体と協力して、高齢者世帯等の防火診断、屋内家具の固定化等、防災に関する指導・相談活動を行い、防災意識の啓発に努める。	市

3 バリアフリーの推進

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
福祉部	在宅要配慮者 居住住宅の改 良支援	現在行われている住宅改造費助成事業、日常生活用具給付を推進する。	市
都市みらい部	歩道の改良	高齢者や身体障がい者等、多様な利用形態に対応した段差の解消等の歩道の整備を進め、災害時の避難に備える。	市

4 支援情報システムの整備

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
福祉部 健康部	保健情報シス テムの確立	各種検診情報や訪問指導、介護情報等、乳幼児から高齢者までを網羅する保健情報システムの確立に向け検討を進める。	市
福祉部 消防部	緊急通報シス テムの普及拡 充	一人暮らし高齢者、一人暮らし重度身体障がい者等に対し、緊急通報システムの周知を図り、普及・拡充に努める。また、音声による通報が困難な方のためのNET119の周知を図り、普及に努める。	市
福祉部	要援護者等情 報管理システ ムの活用	要支援者の情報をデータベースで一元的に管理できる「要援護者等情報管理システム」を有効に活用し、操作等の研修・訓練に努める。	市

5 要配慮者支援体制の整備

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 福祉部	地域ぐるみの 支援体制づく り及び団体等 の育成	自主防災組織や地域・在宅介護支援センター、支援団体及びボランティア組織等と連携し、要配慮者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。	市
総務部	市民への周知	災害発生直後、避難所居住時等における要配慮者優先ルールについて、市民への周知徹底を図る。	市
総務部 生涯学習部 学校教育部 各所管部	ノーマライゼ ーションの理 念の普及	学校や地域における福祉教育等、啓発活動を強化し、ノーマライゼーションの理念の普及を図る。	市
総務部 福祉部	避難行動要支 援者の避難支 援体制の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○関係団体と連携し、避難行動要支援者の避難支援体制を整備する。 ○個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者名簿を関係機関と共有、また、本人の同意を得ることにより、市地域防災計画に定めた防災機関等に提供し、一人一人の避難行動要支援者に対して避難支援者を定める等、具体的な避難支援個別計画の策定に努める。 ○「那覇市津波避難計画」に基づき、平時より避難行動要支援者名簿を活用し、民生委員・児童委員等による見守り活動を行い、要配慮者の実態の把握に努める。 	市

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
		<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者名簿の作成・活用及び避難支援プランの策定にあたっては、災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」（平成25年8月）に基づくものとする。 ○避難行動要支援者名簿を提供する場合は、個人情報保護に関する確認書等を受理し、名簿情報の漏えいや拡散、第三者への提供、紛失等がないよう適正管理の徹底を図る。 	
総務部 福祉部	要配慮者への配慮	<p>防災知識の普及・啓発や、各種訓練を実施する際は、要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等）に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女等のニーズの違い等、多様な視点に十分配慮する。</p>	市
総務部 福祉部	要配慮者及びその家族等に対する普及・啓発	<p>日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講ずるよう、要配慮者をはじめ、家族、地域住民等に対する啓発に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域での防災訓練等への積極的な参加 ○避難行動等に要する防災備品の常備 ○緊急避難場所、避難経路、避難方法の確認 ○支援内容を記載した防災カード等の作成 ○災害情報を入手する手段の確認 	市

6 要配慮者の安全確保

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 福祉部 子ども みらい部 関係機関	社会福祉施設等における安全確保	<p>社会福祉施設、こども園における要配慮者の安全を図るためには、次の対策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者の避難対策等について、施設管理者、市及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法を市地域防災計画に定める。 ○要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災発生を防止するため、施設や設備の整備及び安全点検を行う。 ○平時より施設と地域社会との連携が図られ、災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりを行う。 ○災害発生時には保護者または家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。 ○非常電源、医薬品及び非常用食料等の確保に努める。 	市 市社会福祉協議会
総務部 経済観光部 福祉部	要支援観光客の安全確保	<p>「那覇市観光危機管理計画」に基づき、外国人観光客や高齢者、障がい者、乳幼児連れ、妊婦等の迅速な避難行動が困難な観光客の安全確保を図るため、次の対策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○観光地や観光施設等の避難誘導標識等への外国語の併記 ○外国語による防災パンフレットの作成、配布 ○福祉避難所の確保及び周知方法の検討 	市

7 他市町村との相互応援・連携

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部	他市町村との相互応援協定の締結推進	他市町村との相互応援協定により、災害時における人員・資機材・救援物資等の確保並びに福祉避難所の確保に努める。	市

第2 外国人・観光客・帰宅困難者等の支援環境整備（担当：総務部、市民文化部、経済観光部）

基本方針

外国人・観光客・帰宅困難者等の安全確保・誘導體制を確立する。

1 外国人支援対策の整備

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 市民文化部	外国人支援策の推進	ハザードマップや避難誘導標識への外国語の併記や外国語による防災パンフレットを作成、配布する等の方法により、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図る。また、外国人を含めた防災訓練の実施、ライフラインカードの配布・携帯の促進に努める。また、語学ボランティアの確保に努める。 ※ライフラインカード：連絡先、血液型、既往症、宗教等を記載したカードのこと。	市
総務部 市民文化部 経済観光部	外国人観光客への支援体制強化	「那覇市観光危機管理計画」に基づき、外国語対応人材の派遣要請、外国語通訳ボランティア、専門的資格や技能を有する者の把握及び登録制度等の推進により、外国人観光客への対応・支援体制を強化する。	市

2 観光客・旅行者支援対策の整備

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 経済観光部	観光客・旅行者支援策の推進	避難所・避難路の標識、施設の海拔表示及びハザードマップの掲示等を、観光客・旅行者が容易に判別できるように整備するほか、県、関係機関と連携して、避難行動や避難場所等の情報を、市ホームページや観光マップ等を利用して周知する。 また、「那覇市観光危機管理計画」に基づき、旅館・ホテル等の観光施設に対して収容場所の確保、食料、飲料水、医薬品の備蓄等を推進するよう啓発する。 ○宿泊団体及び事業者等と連携した緊急収容場所（ホテルロビー、宴会場等）の確保 ○食料、飲料水、生活必需品等の必要備蓄数の算出 ○宗教やアレルギー等にも配慮した物資備蓄の強化・充実 ○物資備蓄を確保するため、民間企業等と協定締結 ○観光関連事業者等における資機材及び物資備蓄促進の啓発	市 各施設管理者

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 経済観光部	観光客への情報伝達体制の整備	<p>「那覇市観光危機管理計画」に基づき、県、近隣市町村、観光関連団体・事業者等と連携し、市内に滞在する観光客に対し、危機管理に関する情報を迅速かつ確実に伝達する体制の整備を行う。</p> <p>また、観光関連施設に滞在している観光客のみならず、移動中の観光客に対しても情報を伝達できるよう、次の対策を行い、伝達手段の多様化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○観光危機の種別に応じた伝達文例等の作成 ○要支援観光客にも配慮した伝達内容の整備 ○市ホームページ、SNS、テレビ、ラジオ（コミュニティFM含む）、スマートフォン、携帯電話等を用いた伝達手段の整備 ○拡声器、サイレン、放送設備等の配備 	市

3 帰宅困難者支援対策の整備

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 経済観光部	帰宅困難者支援策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○一斉帰宅の抑制に関する周知（一斉帰宅による危険防止）、公共交通機関の運行状況、安否確認方法（171）、一時滞在施設などの情報伝達体制の整備 ○企業や学校等における施設内待機や大規模集客施設における利用者保護を推進するよう周知・啓発 ○災害時帰宅支援ステーション、一時滞在施設など帰宅支援サービスに関する協定を関係事業者と締結するなど支援体制の強化 ○一時滞在施設等における食料、飲料水、簡易トイレ等の備蓄の推進 ○帰宅断念者（自宅が遠距離にあり徒歩帰宅が困難）に対し、代替輸送手段確保の検討 	市 各施設管理者

第8節 応急教育体制の整備（担当：総務部、市民文化部、こどもみらい部、学校教育部）

基本方針

- 1 学校教職員の避難所開設・運営への協力体制の確立を図る。
- 2 学校区内で被災した多数の児童・生徒に対する迅速かつ適切な教育的ケア方法等を研究する。
- 3 避難所運営への協力と学校経営を両立するため、市本部並びに地域住民との適切な連携体制も確立する。

1 教職員用大規模災害時初動マニュアルの策定

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 こども みらい部 学校教育部	大規模災害発生時における学校教職員の初動マニュアルの策定等	大規模災害発生時における学校教職員の初動マニュアルを策定・配布し、協力体制を確立する。 ○教職員の連絡網の作成 ○教職員の待機及び出動 ○学校の避難所開設及び運営 ○避難と学校運営 ○時間内・外の児童、生徒及び教職員の被害状況の把握	市
総務部 こども みらい部	大規模災害発生時におけるこども園職員等の初動マニュアルの策定等	大規模災害発生時におけるこども園職員等の初動マニュアルを策定・配布し、初動体制を確立する。 ○こども園職員等の連絡網の作成 ○こども園職員等の待機及び出動 ○避難とこども園運営 ○園児及びこども園職員等の被害状況の把握	市

2 学校・保育施設の防災体制整備

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 こども みらい部 学校教育部	園児・児童・生徒等の保護等の事前措置	○学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。 ○小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時におけるこども園等の施設間、市との連絡・連携体制の構築に努める。	市
総務部 こども みらい部 学校教育部	施設の危険防止及び機能点検	○内壁・外壁の落下防災、窓ガラスの飛散防止 ○小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時におけるこども園等の施設間、市との連絡・連携体制の構築に努める。	市
総務部 こども みらい部 学校教育部	私立学校園との連携	○私立学校園等の災害応急復旧及び応急教育は、学校園設置者が計画を策定し、その実施にあたるが、平時から円滑な情報連絡体制の構築や、協定締結等を通じた災害時における協力・連携に努め、各学校園における防災対策の推進について支援する。 ○各学校園設置者は、平時より地域と協働関係を構築し、学校園を含めた地域防災力の向上に繋がる取り組みを推進するよう努める。	市

3 災害時を想定した応急教育・保育内容の検討

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
こども みらい部 学校教育部	応急教育内容 の検討	○家庭における在宅時の指導 ・家庭における避難の仕方 ・家庭における安全な生活の仕方 ○児童、生徒の学校生活時における指導 ・安全な登下校の仕方 ・災害時の児童、生徒の避難の仕方	市
こども みらい部	応急保育内容 の検討	○家庭における在宅時の指導 ・家庭における避難の仕方 ・家庭における安全な生活の仕方 ○園児の園生活時における指導 ・避難所での園児の生活 ・災害時の園児の避難の仕方	市

4 市並びにPTA等関係者との協力計画の策定

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
総務部 学校教育部 市民文化部	市並びにPTA等関係者との協力計画の策定	市は、次の点を中心として、「市並びにPTA等関係者との協力計画」を策定する。 ○初動マニュアルに従った協力体制の確立 ・学校の対策本部の設置 ・市と学校の対策本部の連携 ・学校とPTA及び地域との連携 ・被災者への援助、協力体制 ○避難所の開設・運営	市

5 教育的ケア等に関する研究並びに習熟

担 当	実施計画	計 画 内 容	計画主体
こども みらい部	教育的ケア等に関する研究	市は、次の点を中心として、「園児、児童、生徒に対する教育的ケア等に関する研究」を行う。 ○カウンセリングマインド ○家庭及び地域、関係団体との連携	市
健康部 こども みらい部 学校教育部	こころのケア対策の推進	非常災害時のこころケアに関する事例・対応について、PTSD（心的外傷後ストレス障害）・急性ストレス障害等の震災時の子どもの心身反応等に関する研修等、こころのケアの取り組みを推進するよう努める。	市